

第一フロンティア生命では、お客さまの利便性の向上のため、Web版「ご契約のしおり・約款」※をおすすめしています。

※Web版「ご契約のしおり・約款」とは、第一フロンティア生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。

- いつでもホームページから閲覧できます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます
- 文字を拡大して閲覧できます

右記コードを読み取り、アクセスしてください



<しおり・約款>



パソコンなどから



① 第一フロンティア生命ホームページ
(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)にアクセスし、
「ご契約者向けサービス・お手続き」をクリック

② 「Web版ご契約のしおり・約款」をクリック

③ 検索番号「05160」を指定し、**検索する**をクリック

*冊子で「ご契約のしおり・約款」をご希望される場合は、後日、第一フロンティア生命よりお送りいたします。

商品付帯サービスについて *本サービスは、第一フロンティア生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。

- 「健康」、「認知症・介護」、「相続・税務・法務」に関する相談や、会員制サービスなど、ご自身・ご家族が利用できるサービスです。
- サービスのご利用方法は、ご契約者さま宛てにお届けする「保険証券」に同封のチラシにてご案内いたします。



サービス内容の詳細は、第一フロンティア生命ホームページでもご覧いただけます。

公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。
金融庁ホームページに、民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されています。
くわしくは、右記のコードからご確認ください。

<公的保険制度>



この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約（契約の主体はお客さまと保険会社になります）であり、お客さまからの申し込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただきます。ご役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）に関するお問い合わせは、照会先【第一フロンティア生命0120-876-126】までご連絡ください。

募集代理店からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。
- 保険商品は、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりませんので元本の保証はありません。
- 募集代理店がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申込みをされてもお申込みをされなくても、募集代理店とお客さまとの間の他の取引にはまったく影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては保険のお申込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返還金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

その他ご注意いただきたい事項について

お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

【募集代理店】

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：平日 9:00～17:00

※12月31日～1月3日、土・日曜日、祝日・振替休日とはご利用いただけません。

【引受保険会社】



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1

日比谷フォートタワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00～17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

※25年10月版

☎B25F0054(2025.7.4)F8348-01 '25年9月作成 4

プレミアストーリー-M5

生存給付金付終身保険(通貨指定型)



米ドル建

豪ドル建

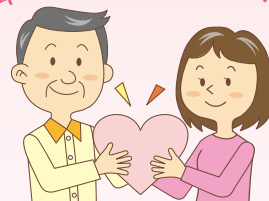
円建

大切な資産を“活かす”2つのプラン

生前贈与プラン P1へ

- ✓ 贈与に必要な手続きは簡単にしたい
- ✓ 贈与税の基礎控除を活用したい

毎年、家族のよろこぶ顔がみたい



✓ ニーズの変化に柔軟に対応したい

たとえば…



自分年金プラン P18へ



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

【募集代理店】

MIZUHO みずほ銀行

【引受保険会社】



*贈与を受ける人(受贈者)を、生存給付金受取人に指定するプランです。

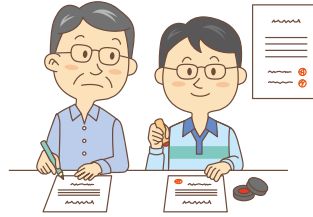
一般的な生前贈与の対応

1 贈与契約書の作成

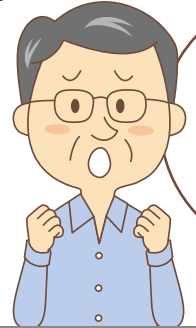


生前贈与は
そのつど
贈与契約書を
作成する必要があるよ。
面倒だね…

贈与の記録を残すため、
「贈与契約書」の作成が必要

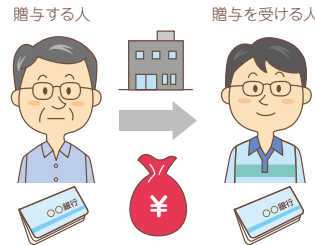


2 振込手続き



毎年忘れずに
口座に振り込むのも
手間がかかるね…

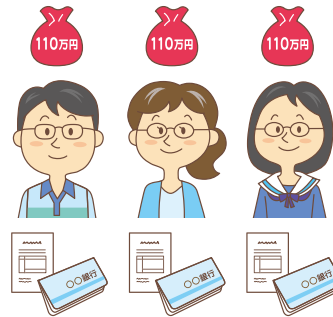
振込手続きが必要



3 1人ずつの手続き



贈与税の基礎控除
110万円を
毎年活用したいけど、
1人ずつ手続きを
するのは、面倒だ…



プレミアストーリーM5を活用しているAさん

Aさん

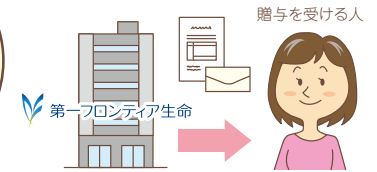


「贈与契約書」の
作成は
必要ないよ(^^)

保険会社から
郵送される通知が
贈与の記録に
なるからね！

第一フロンティア生命が発行する
お支払通知

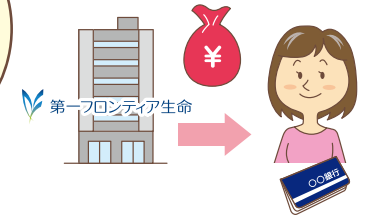
贈与の記録として利用可能



毎年、決まった時期に
保険会社が
振り込んでくれるよ(^^)

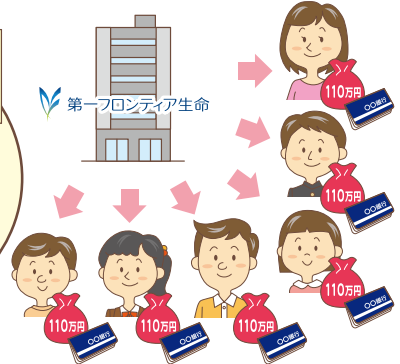
忘れずに済むね！

第一フロンティア生命が
お振り込み



1つの契約で
6人まで贈与できるよ(^^)

それぞれの基礎控除を
手間なく使えて良かった！



この商品パンフレットに記載の税務のお取扱いは2025年8月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更と
税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

なった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱については、税理士などの専門家または所轄の

保険のしくみで、ご資産を大切なご家族へ“つなぎ”ます。

*贈与を受ける人(受贈者)を、生存給付金受取人に指定するプランで

す(「終身保障なし」は終身保障不担保特則を適用)。

できること

1

一時払保険料の
全額を贈与できます

- 生存給付金額は、契約時に指定通貨建で確定します。

いずれ引継ぐお金だから
今のうちにわたして
有効に使ってほしいな



できること

2

通貨・贈与(受取)回
数を選択できます

- 最短5回(4年)から贈与できます。

- 贈与(受取)回数は
外貨建の場合、5・7・10・15・20・25・30 回
円建の場合、5～10回(1回きざみ)・15・20・25・30回
から選択できます。

*ご契約時の金利情勢などにより、選択できない通貨・受取回数があります。

できること

3

1つの契約で6名まで贈与 ▶P16 など
さまざまな贈与のニーズにお応えします

*契約者と被保険者が別人の場合、1契約で贈与できるのは被保険者の1名です。

- 贈与を受ける人および受取割合は、変更できます。 ▶P17
- 贈与する金額の上限額をあらかじめ設定できます。 ▶P7・8
- 贈与の開始を任意の日に指定できます。 ▶P15

今年は、別で基礎控除
110万円分贈与したから…
年明けすぐしようかな



しくみ図(イメージ)

受取回数: 10回、第1回の指定生存給付金支払日: 契約日を選択した場合

生存給付金 のお受取り(外貨建の場合)

円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用するレートに為替手数料はかかりません

⚠ 為替相場の変動により、受取額が変動します。

初期費用の負担はありません



〈指定通貨〉

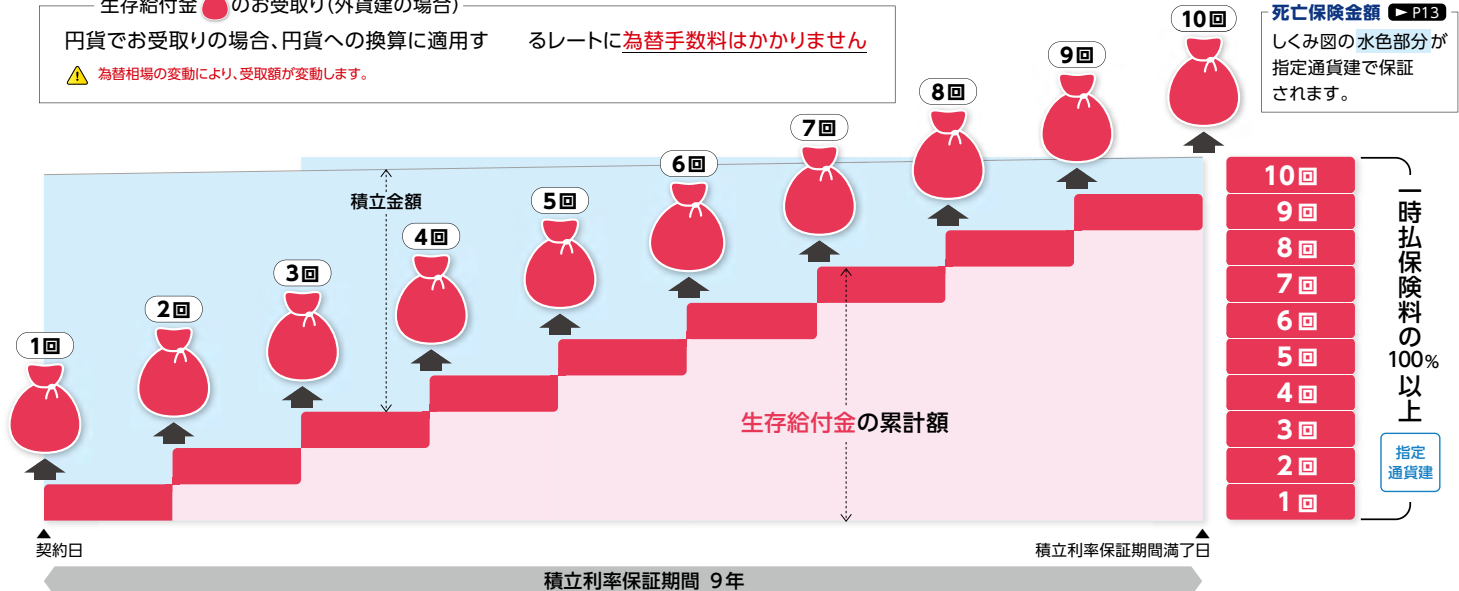
米ドル 豪ドル 円

積立利率の上乗せ
があります

払込金額が、
・20万米ドル以上
・30万豪ドル以上
・3,000万円以上
の場合 ▶P24

一時払保険料
(基本保険金額)指定
通貨建

贈与部分



死亡保険金額 ▶P13
しくみ図の水色部分が
指定通貨建で保証
されます。

一時払保険料の
100%以上
指定
通貨建

〈契約年齢〉指定通貨、受取回数および性別に応じて決まります。

指定通貨	米ドル・豪ドル			円		
受取回数	5・7・10・15・20回	25回	30回	5～9回	10・15・20回	25回 30回
男性	0～90歳	0～85歳	0～80歳	76～90歳	0～90歳	0～85歳 0～80歳
女性		0～89歳	0～84歳			0～89歳 0～84歳

*積立利

率保証期間については ▶P14 をご参照ください。 *上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の生存給付金額などを保証するものではありません。



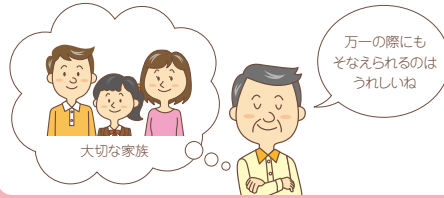
この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。 ▶P33～36

保険料の一部を「終身保障」に回しつつ、贈与のニーズに応えます。

*贈与を受ける人(受贈者)を、生存給付金受取人に指定するプランです。

できること

1

一時払保険料の一部を
終身保障に回せます

できること

2

通貨・贈与(受取)回数
選択できます

- 最短3回(2年)から贈与できます。
- 贈与(受取)回数は
終身保障倍率1倍の場合、3・5・7・10回
終身保障倍率3倍の場合、5・7・10回
から選択できます。

*ご契約時の金利情勢などにより、選択できない通貨・受取回数があります。

できること

3

1つの契約で6名まで贈与 ▶P16 など
さまざまな贈与のニーズにお応えします

*契約者と被保険者が別人の場合、1契約で贈与できるのは被保険者の1名です。

- 贈与を受ける人および受取割合は、変更できます。 ▶P17
- 贈与する金額の上限額をあらかじめ設定できます。 ▶P7・8
- 贈与の開始を
任意の日に指定できます。 ▶P15

今年は、別で基礎控除
110万円分贈与したから…
年明けすぐしようかな

しくみ図(イメージ)

受取回数:3回、終身保障倍率:1倍、
第1回の指定生存給付金支払日:契約日を選択した場合



〈指定通貨〉

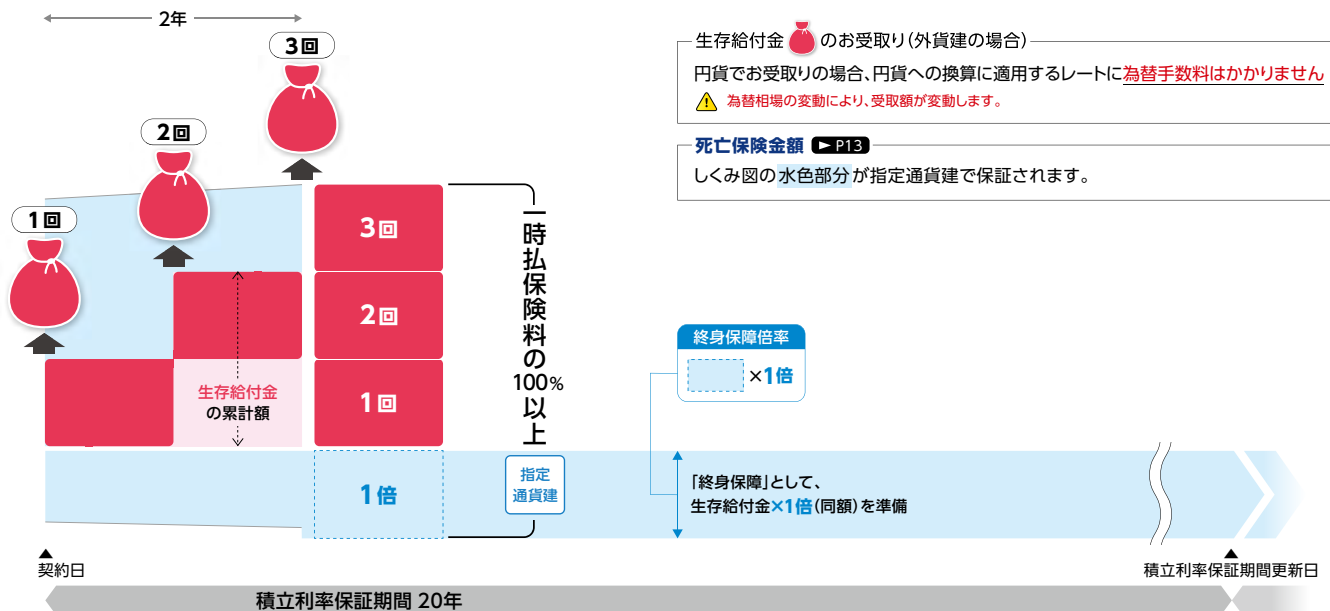
米ドル 豪ドル 円

積立利率の上乗せ
があります

払込金額が、
・20万米ドル以上
・30万豪ドル以上
・3,000万円以上
の場合 ▶P24

初期費用の負担は
ありません一時払保険料
(基本保険金額)指定
通貨建

贈与部分

終身
部分
保障

生存給付金 のお受取り(外貨建の場合)

円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用するレートに為替手数料はかかりません

⚠ 為替相場の変動により、受取額が変動します。

死亡保険金額 ▶P13

しくみ図の水色部分が指定通貨建で保証されます。

〈契約年齢〉受取回数と終身保障倍率に応じて決まります。

受取回数	3回	5・7・10回
終身保障倍率	1倍	0~90歳
	3倍	0~90歳

万一の際の死亡保障

- 死亡保険金は受取人固有の財産※となり、「のこしたい」
 - 死亡保険金はスムーズに現金化できるので、当面の
- ※相続人の中で著しい不公平が生じる場合、受取人固有の財産

人」にのこせます。
生活費などに備えることができます。
とみなされない可能性があります。

● 本商品では、相続税の軽減効果が期待できる2つの税制上の特典を、1契約で受けられます。

生前贈与	死亡保障
贈与税の基礎控除 年間110万円 ▶P47・48	生命保険金の非課税枠<相続税法第12条> 500万円×法定相続人数 ▶P41・42



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動

などによって損失が生じるおそれがあります。 ▶P33~36

贈与税の課税方式には、「**暦年課税**」「**相続時精算課税**」があり、

それぞれ**年間110万円**までの基礎控除があります。

⚠ 暦年課税において相続または遺贈によって財産を取得された場合、相続開始前一定期間の贈与額を相続財産に加算して相続税を計算します（贈与額が年間110万円以内であっても、相続財産に加算します）。▶ P47・48

「生存給付金の上限額」の設定



● 生存給付金（の円換算額）の**上限額を設定**できます（10万円以上）。

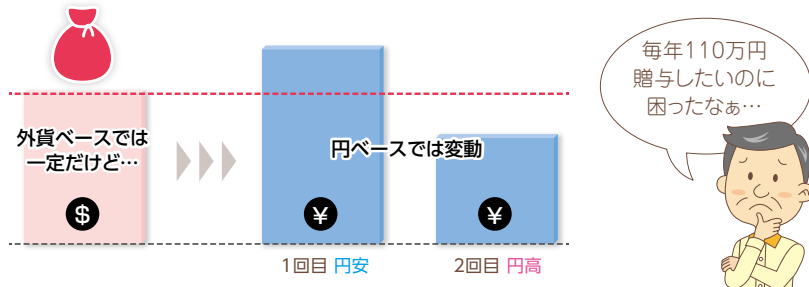
⚠ 「生存給付金の円換算額上限設定特約」を付加した場合に限り、設定できます。

● 上限額を超えた金額は、翌年以降に円貨で繰り越し、上限額を下回った場合に充当します。

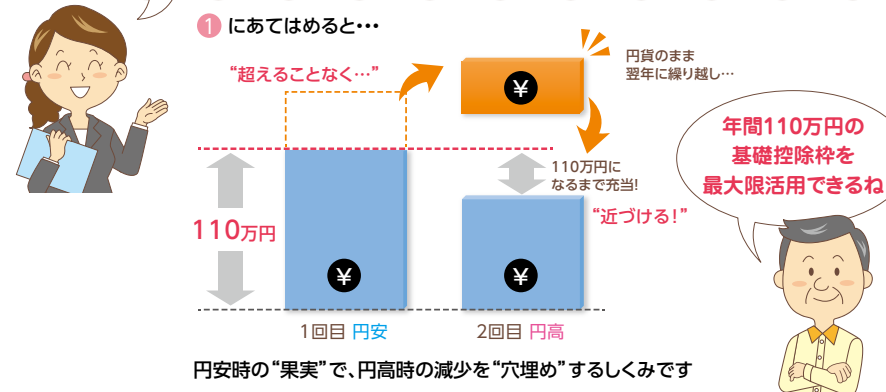
● **例えば、毎年の贈与額を基礎控除（110万円）以下に抑えることができます。**

毎年の贈与額を基礎控除**110万円**以下に抑える場合のイメージ

1 外貨建の場合、生存給付金の円換算額は支払日の為替レートにより変動します



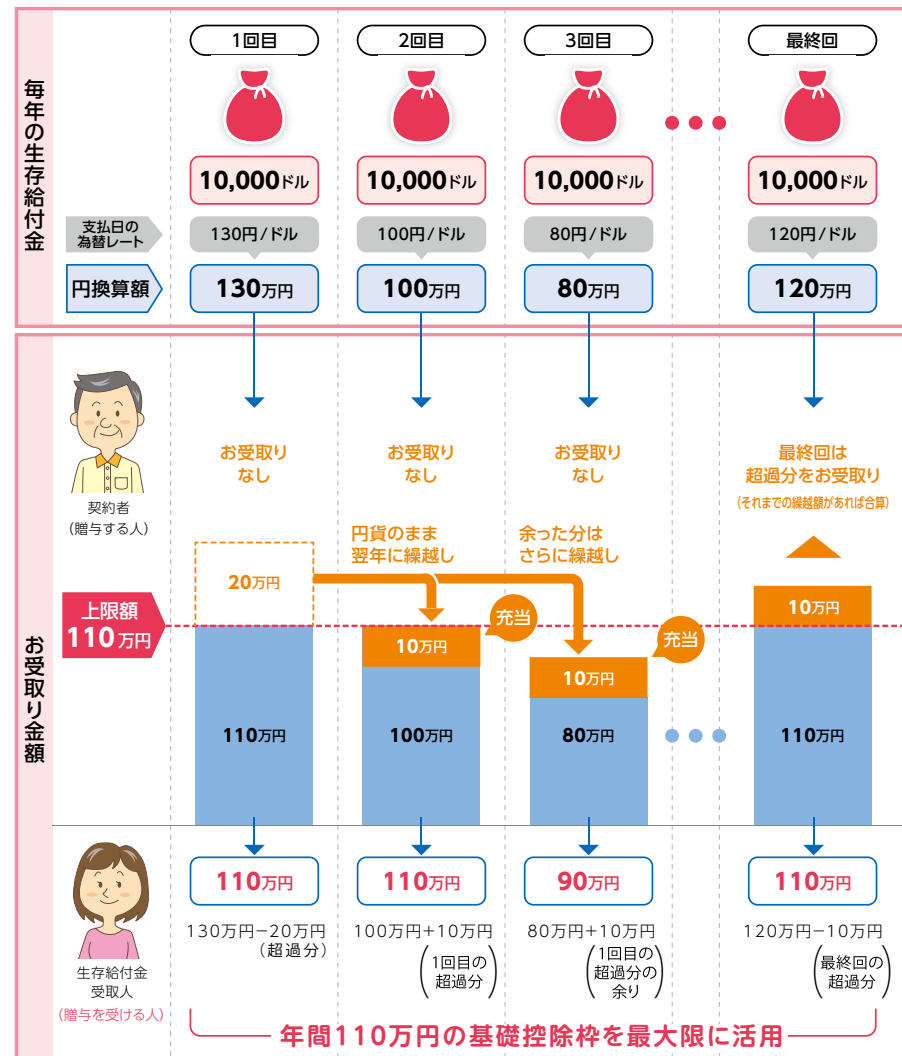
2 ご安心ください!!
円で贈与したい金額（ここでは110万円）に「**超えることなく、近づける**」しくみがあります!



【上限額の判定】上限額を110万円に設定した場合

円換算日 (外貨建の場合)	為替手数料 (外貨建の場合)	生存給付金（の円換算）額にもとづいた受取方法	
		110万円以上のとき	110万円を下回ったとき
指定 生存給付金 支払日	なし	契約者	受取りなし（110万円を超えた分を翌年以降に円貨で繰越し） *最終回は、それまでの繰越分を含めて超過分がある場合に受取り
		生存給付金 受取人	110万円を受取り（円換算後の）生存給付金+前年までの繰越合計を受取り（110万円が上限）

生存給付金額が**10,000ドル**で、上限額を**110万円**に設定した場合のイメージ



⚠ 為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。

*複数の生存給付金受取人を指定する場合、受取人ごとに異なる上限額は設定できません。

*繰越分は当社所定の利率による利息をつけて積み立てますが、上記イメージ図では省略しています。

生存給付金の請求手続き

⚠️ 下記手続きは2025年10月現在のものであり、将来変更となる可能性があります。

ご契約時

*指定生存給付金支払日にかかわらず、同様の手続きをしていただきます。

生存給付金受取人
(贈与を受ける人)



ご契約のお申込みと一緒に、請求のお手続きをしてください

*お申込みと同時にご請求がなかった場合、ご契約手続き完了後に第一フロンティア生命より生存給付金受取人へ請求書類を郵送します。
なお、生存給付金受取人の本人確認のため、以下の2点が法令上必要となっています。
①請求書類のご返送の際に、現在お住まいの住所が記載された本人確認書類2種類をあわせてご提出ください。
②お支払い後に「転送不要・簡易書留」で郵送する「お支払明細」をお受け取りください（転居されたなどの場合は、郵便局の転居届では届きません）。



ご指定の口座でお受取り

第1回の 指定 生存給付金 支払日	契約日	ご契約手続き完了日の翌日、または不備のない請求書類が第一フロンティア生命に到着した日の翌日のいずれか遅い日から起算して5営業日以内にお支払いします。
	契約日 以外	口座入金予定日は原則として、外貨建の場合は「指定生存給付金支払日の2営業日後」、円建の場合は「指定生存給付金支払日」となります（お受取金融機関によって異なる場合があります）。ただし、ご契約手続きが完了していない場合は、ご契約手続き完了日の翌日、または不備のない請求書類が到着した日の翌日のいずれか遅い日から起算して5営業日以内にお支払いします。

⚠️ 契約者は、必ず事前に、指定した生存給付金受取人（贈与を受ける人）に受取りについてご説明いただき、了解を得てください。

ご契約後（2回目以降）

*第1回の指定生存給付金支払日によっては、1回目のお受取りの際も事前案内を送付します。

契約者
(贈与する人)

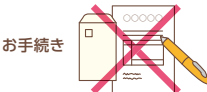


指定生存給付金支払日の3ヵ月前を目処に
事前案内を送付します

生存給付金受取人（贈与を受ける人）や、「生存給付金の上限額」に変更がないか、などを確認させていただきます。



契約内容の変更がなければ、
お手続きは不要です



生存給付金受取人
(贈与を受ける人)



指定生存給付金支払日の2ヵ月前を目処に
事前案内を送付します



請求手続きは不要です



ご指定の口座でお受取り

*口座入金予定日は原則として、外貨建の場合は「指定生存給付金支払日の2営業日後」、円建の場合は「指定生存給付金支払日」となります（お受取金融機関によって異なる場合があります）。

“贈与の記録”としての支払明細

生存給付金のお支払い後、
生存給付金受取人（贈与を受ける人）に郵送します



契約者
(贈与する人)

お支払明細

作成日 XXXX年XX月XX日
第一フロンティア生命保険株式会社

お支払事由	生存給付金のお支払い	お支払日	〇〇〇〇年〇月〇〇日
証券番号	〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇	契約日	〇〇〇〇年〇月〇〇日
保険種類	生存給付金付終身保険（通貨指定型）		
契約者	第一 太郎 様	被保険者	第一 太郎 様

お支払内訳(単位:円)	
生存給付金	1,100,000
差額お支払額	1,100,000

【送金先口座】
(金融機関名) 〇〇〇〇銀行
(店舗名) 〇〇支店

ダイイ ハコ 様ご口座
※個人情報保護の観点から、口座番号等、情報の一部を非表示としております。
※口座入金予定日は通常、通知作成日の2営業日以内です。

【指定生存給付金支払日】 〇〇〇〇年〇月〇〇日

【生存給付金受取人】
第一 花子 様

【生存給付金額】
1,100,000円
生存給付金の円換算額上限設定特約を適用しました。
為替レート 1米ドル = 100.00円(弊社所定の為替レート)

*ご連絡事項
■契約者から生存給付金受取人への贈与となります。
■税務申告する場合には、この「お支払明細」が必要となりますので、大切に保管ください。

*書類イメージは将来変更される場合があります。

この明細を
“贈与の記録”として
利用できます

贈与税の申告にも
使えます



生前贈与プラン

贈与についてのQ&A

各課税方式(暦年課税・相続時精算課税)の概要については、▶P47・48 をご参照ください。

ここに記載の税務のお取扱いとは2025年8月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

Q1 贈与税の基礎控除について教えてください。

A1 「暦年課税」「相続時精算課税」それぞれに、贈与を受ける人(=受贈者)1人につき、年間110万円の基礎控除があります。

Q2 「プレミアストーリーM5」の生存給付金について、税務上の贈与日はいつになりますか？

A2 毎年の指定生存給付金支払日が税務上の贈与日となります。
*贈与日は、生存給付金の請求書類を第一フロンティア生命に返送する日にかかわらず、上記のとおりとなります。

Q3 「生存給付金の上限額」を設定する際、特に注意すべきことはありますか？

A3 生存給付金受取人に指定した人に、他の手段や生命保険で贈与を受けていないかを確認してください。
「暦年課税」「相続時精算課税」はそれぞれ年間110万円の基礎控除が、1年間に贈与を受けた財産の価額に適用されますが、贈与を受ける人(受贈者)がすでに他の手段や生命保険で贈与を受けているときはそれらも合算されます。
そのため、たとえば上限額を基礎控除の110万円に設定した場合でも、1年間に贈与を受けた財産の価額が基礎控除を超えてしまうおそれがありますので、ご注意ください。

Q4 「相続時精算課税」を選択する場合、特に注意すべきことはありますか？

A4 一度この課税方式を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について、暦年課税との併用や暦年課税への変更ができません。その他にも贈与者・受贈者の条件、翌年の選択手続きや申告など留意点があります。▶P47・48 をご参照ください。

Q5 「暦年課税」で、被保険者(=契約者(贈与者))が亡くなる前の贈与は、相続税の課税対象になりますか？

A5 受贈者が相続または遺贈(遺言によって遺言者の財産を贈与すること)によって財産を取得した場合、相続開始前一定期間*の贈与は、相続税の課税対象になります。
*2023年度税制改正により、2024年1月1日以降、相続税の課税対象となる期間は「3年間」から「7年間」に段階的に延長されます。
*課税対象となった贈与財産の価額に対応する贈与税の額は、対象となった人の相続税の計算上、控除されます。

Q6 「暦年課税」で、「法定相続人ではない孫」を生存給付金受取人(=受贈者)に指定した場合の税務上の注意点を教えてください。

A6 以下のとおりとなります。

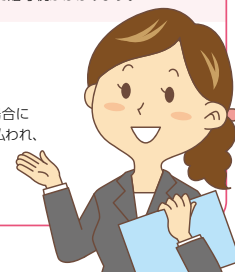
- ① 死亡保険金受取人も「孫」の場合
孫が死亡保険金を受け取るため、被保険者が亡くなる前一定期間*の贈与は、相続税の課税対象になります(Q5をご参照ください)。
また、孫が受け取る死亡保険金に生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)は適用されず、孫の相続税は2割加算されます。
- ② 死亡保険金受取人が「子」など、孫以外の場合
孫に他に相続した財産がなければ、被保険者が亡くなる前一定期間*の贈与は、相続税の課税対象となります。
*ただし、他の生命保険において孫が死亡保険金受取人になっている場合など、孫が取得する相続財産がある場合は、相続税の課税対象となります。
*2023年度税制改正により、2024年1月1日以降、相続税の課税対象となる期間は「3年間」から「7年間」に段階的に延長されます。

Q7 「プレミアストーリーM5」による贈与は、「定期贈与」*に該当しませんか？

*例えば、「1,000万円を10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与する」という約束のもとに行われる贈与です。この場合、約束した年に、「10年間にわたり毎年100万円ずつ受け取る権利」に対して贈与税がかかります。

A7 該当しません。理由は以下のとおりとなります。

- ① 生存給付金のお受取りが確定していないこと
*生存給付金は、毎年の指定生存給付金支払日に、被保険者が生存している場合に支払われます(被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人に死亡保険金が支払われ、以降の生存給付金のお支払いはありません)。
- ② 生存給付金受取人の変更が可能であること



死亡保険金額および主なお取扱いについて

一時払保険料 (最低保険料)	米ドル	豪ドル	円
	50,000米ドル	50,000豪ドル	500万円※

※円建の終身保障なしで受取回数5～9回の場合、700万円となります。

終身保障
なし

■ 死亡保険金額 *第1回の指定生存給付金支払日を契約日とした場合
下記の金額と「解約返還金額」のいずれか大きい金額となります。

契約日から2年間	積立金額 (将来の死亡保険金および生存給付金を支払うために積み立てるお金)
契約日から2年経過後、 積立利率保証期間満了日まで	まだ受け取っていない生存給付金の合計額

*第1回の指定生存給付金支払日を契約日以外とした場合の死亡保険金額については ▶P25 をご参照ください。

■ 受取回数と契約年齢の範囲

		受取回数					
		米ドル・ 豪ドル			円		
		5・7・10・15・20回	25回	30回	5～9回	10・15・20回	25回 30回
男性	0～90歳	0～85歳	0～80歳	76～90歳	0～90歳	0～85歳	0～80歳
女性	0～90歳	0～89歳	0～84歳			0～89歳	0～84歳

■ 積立利率保証期間 * 積立利率保証期間は更新しません。

生存給付金受取回数から1を差し引いた年数

終身保障
あり

■ 死亡保険金額 *第1回の指定生存給付金支払日を契約日とした場合
下記の金額と「解約返還金額」のいずれか大きい金額となります。 *右ページのイメージ図もご参照ください。

契約日から2年間	積立金額 (将来の死亡保険金および生存給付金を支払うために積み立てるお金)				
契約日から2年経過後、 積立利率保証期間満了日まで	A まだ受け取っていない生存給付金の合計額 + B 基本終身保険金額※ 【例】受取回数: 10回、生存給付金が4回支払われた後に被保険者が死亡された場合 <table><tr><th>贈与部分</th><th>終身保障部分</th></tr><tr><td>すでに 受け取った 生存給付金</td><td> A まだ 受け取っていない 生存給付金の合計額 B 基本 終身保険金額 </td></tr></table> A + B	贈与部分	終身保障部分	すでに 受け取った 生存給付金	A まだ 受け取っていない 生存給付金の合計額 B 基本 終身保険金額
贈与部分	終身保障部分				
すでに 受け取った 生存給付金	A まだ 受け取っていない 生存給付金の合計額 B 基本 終身保険金額				
積立利率保証期間更新後	基本終身保険金額※				

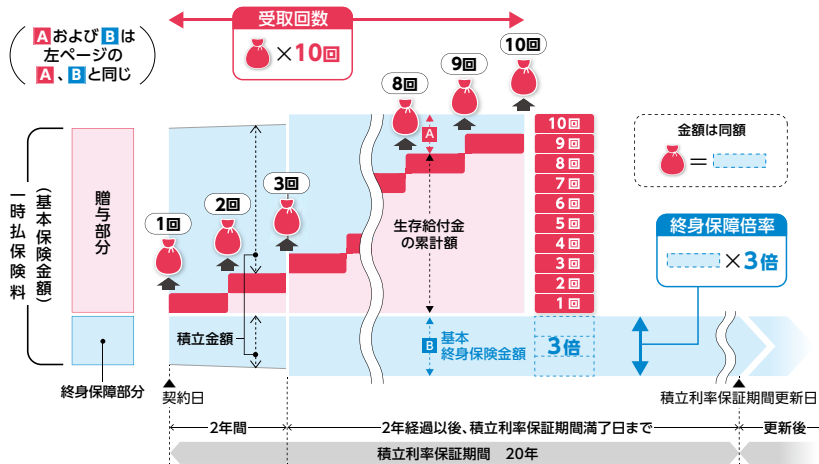
*更新時に見直されます。くわしくは ▶P25 をご参照ください。

※終身保障の基準となる金額として契約日に定められる金額をいい、契約日における1回分の生存給付金額に終身保障倍率を乗じた金額となります。
*第1回の指定生存給付金支払日を契約日以外とした場合の死亡保険金額については ▶P25 をご参照ください。

■ 受取回数と終身保障の組み合わせパターン・契約年齢の範囲

受取回数					1倍	終身保障 倍率
 米ドル・  豪ドル・  円						
3回	5回	7回	10回			
0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	1倍	終身保障 倍率	
	0～90歳	0～90歳	0～90歳	3倍		

【イメージ】上表の (受取回数10回、終身保障倍率3倍) で、第1回の指定生存給付金支払日が契約日の例



■ 積立利率保証期間

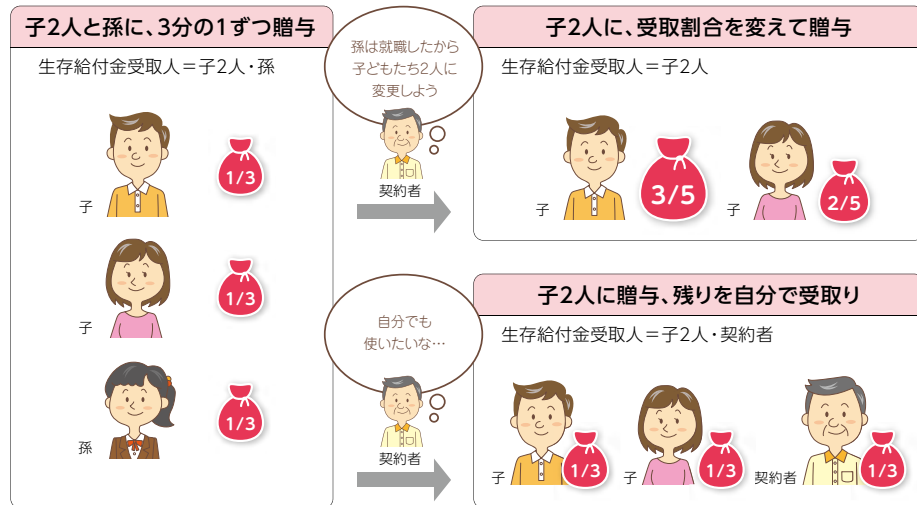
20年

ご契約後にできること

生存給付金受取人や受取割合を変更できます。

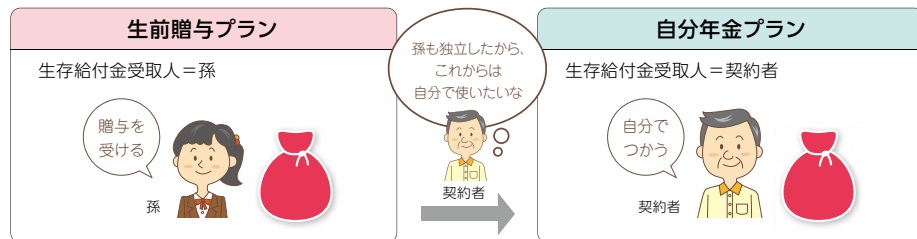


〈変更例①〉 **生前贈与プラン** 贈与を受ける人・贈与割合を変更

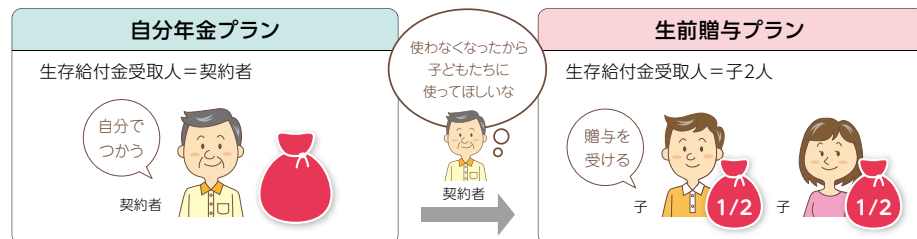


*受取割合は、生存給付金受取人ごとに1%きざみで指定できます。受取割合の合計が100%になるようにご指定ください。

〈変更例②〉 **プランを変更**



〈変更例③〉 **プランを変更**



*生存給付金受取人は、被保険者の同意を得て、変更できます。

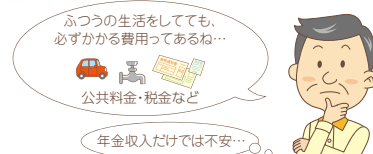
自分年金
プラン



契約者ご自身を、生存給付金の受取人に指定するプランです。

*年金のように毎年受け取ることができるため、「自分年金」と表現しています。主なお取扱いは「生前贈与プラン」と同じです。

できること
1 定期収入のしくみ作りができます



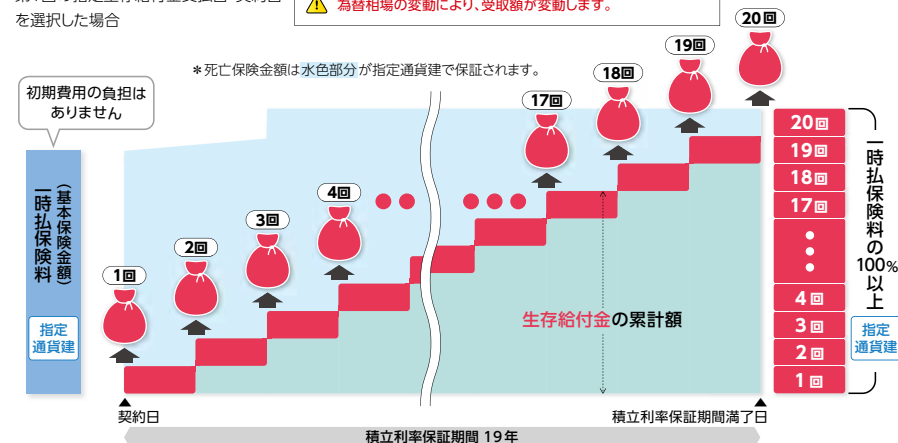
できること
2 資産の一部を外貨建にすることで、通貨分散の効果が期待できます



しくみ図(イメージ)

終身保障なし、受取回数:20回、
第1回の指定生存給付金支払日:契約日
を選択した場合

生存給付金のお受取り(外貨建の場合)
円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用するレートに為替手数料はかかりません。
為替相場の変動により、受取額が変動します。



*死亡保険金額は水色部分が指定通貨建てで保証されます。
*払込金額が、20万ドル・30万ドル・3,000万円以上の場合、積立利率の上乗せがあります。▶P24
*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の生存給付金額などを保証するものではありません。

できること
3 契約者と被保険者が別人の場合、契約者が万一のときでも、指定されたご家族が引き続き、生存給付金を受け取れます



・本人死亡(一次相続)の時点で、相続税法に定める金額が課税対象となります。また、法定相続人が複数いる場合、遺産分割協議の対象となります。
・本人死亡による契約者変更のお手続きには、代表相続人と他の法定相続人が署名した代表請求者選定書、代表相続人と他の法定相続人の本人確認書類、戸籍謄(抄)本などが必要となります。

生前贈与プラン

自分年金プラン

1 この商品は預金ではありません。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、**元本割れすることがあります**。

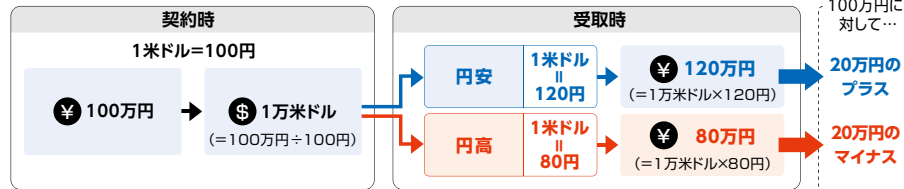


2 “円ベース”での保証はありません。

！ 為替リスク

外貨建の場合、死亡保険金とそれまでの生存給付金の合計額は、**円ベースで元本割れすることがあります**。

〈為替の影響の例〉＊実際にお取扱いできる金額とは異なります。



3 解約した場合、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料を下回ることがあります。

！ 市場価格調整

！ 解約控除

〈市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ〉



＊「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「指標金利」が算出されます。

〈解約返還金額の例〉 一時払保険料：100,000米ドル

女性、70歳、指定通貨：米ドル、受取回数：10回、終身保障あり(終身保障倍率：1倍)、積立利率保証期間：20年、第1回の指定生存給付金支払日：契約日
積立利率：2.0%、指標金利①：3.5%、指標金利②：3.5% ＊指標金利①および②については、▶P29をご参照ください。

経過 年数	解約返還金額+受取累計額(米ドル)	
	解約時の指標金利①および②の変動幅	
	3.0%上昇	3.0%低下
1年	86,589	108,937
5年	① 99,759	② 109,401
7年	104,109	109,941
10年	107,712	110,953
15年	109,526	111,272
20年	111,199	111,199

経過年数5年の金額(解約控除も加味)

1 解約時の指標金利①および②が、契約時と比べて3.0%上昇した場合
一時払保険料 100,000米ドル > 解約返還金額+受取累計額 99,759米ドル

2 解約時の指標金利①および②が、契約時と比べて3.0%低下した場合
一時払保険料 100,000米ドル < 解約返還金額+受取累計額 109,401米ドル

＊上記の前提条件の場合、解約控除率は、経過年数<1年未満>4.70%から<9年以上10年未満>0.47%まで1年ごとに低下していきます。

＊上表に記載の「受取累計額」は、それまでの生存給付金の合計額です。また、「解約返還金額+受取累計額」は、経過年数ごとの年単位の契約応当日の前日に解約した場合の金額で、小数点以下を切捨ててにより表示しています。

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

■この保険の正式名称は、「生存給付金付終身保険（通貨指定型）」です。

■この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	この冊子での表記
生存給付金受取人に、契約者以外を指定	生前贈与プラン
生存給付金受取人に、契約者のみを指定	自分年金プラン
終身保障不担保特則を適用（終身保障倍率：0倍）	終身保障なし
加重平均指標金利	調整指標金利
加重平均指標金利の平均値	平均指標金利

■指定通貨が外貨の場合のみ、または円の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	
円のみ該当	

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険は、金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率などにに基づき生存給付金額などを定めるしくみの保険料一時払方式の生存給付金付終身保険です。
- 通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただけます。

■ご契約のお申込みの際に、終身保障倍率、生存給付金受取回数および指定生存給付金支払日を指定いただけます。（ご契約後、これらを変更することはできません。）

*終身保障倍率とは、契約日における1回分の生存給付金額に対する終身保障の金額の倍率です。

指定通貨	終身保障（終身保障倍率）	生存給付金受取回数
外貨	なし	5回・7回・10回・15回・20回・25回・30回
	あり（1倍）	3回・5回・7回・10回
	あり（3倍）	5回・7回・10回
円	なし	5回～10回（1回きざみ）・15回・20回・25回・30回
	あり（1倍）	3回・5回・7回・10回
	あり（3倍）	5回・7回・10回

指定生存給付金支払日	
第1回	契約日から翌年の年単位の契約応当日までのご指定いただいた日
第2回以降	第1回の指定生存給付金支払日の毎年の年単位の応当日

■被保険者が死亡されたときは死亡保険金を、指定生存給付金支払日に被保険者が生存しているときは生存給付金をお支払いします。

■指定通貨建の「死亡保険金とそれまでの生存給付金の合計額」は、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。

■積立利率保証期間は20年となり、満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新します。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が91歳以上となる場合は、その日を最終の更新日とします。最終の更新日に設定された当社所定の利率は、以後終身にわたり適用されます。なお、更新後の積立利率は更新後最低保証積立利率0.01%を下回りません。

*「終身保障なし」の場合の積立利率保証期間は、生存給付金受取回数から1を差し引いた年数となり、更新しません。

*「終身保障なし」の場合、最終回の指定生存給付金支払日が到来したときにご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

■商品のしくみ図（イメージ）については ▶P3～6 をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

■この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。なお、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。▶P33～36

4 積立利率について

■積立利率とは、積立金（一時払保険料をもとに積み立てるお金）に適用される利率のことで、一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

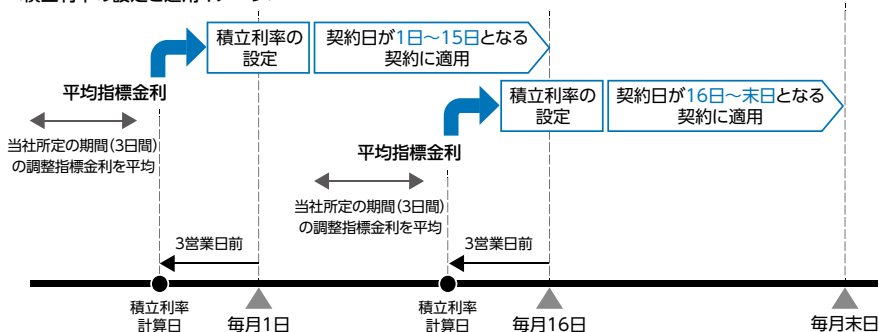
<計算式>

$$\text{積立利率} = \boxed{\text{平均指標金利} + \text{調整率}} - \text{保険契約関係費率}$$

<用語について>

積立利率	指定通貨、終身保障倍率、積立利率保証期間および生存給付金受取回数などに応じて、毎月1日と16日に設定されます。
平均指標金利	積立利率計算日（上記、積立利率が設定される日の直前3営業日前）に算出される、当社所定の期間（3日間）の調整指標金利（算出方法は下記の通り）の平均です。
指標金利	つぎの2つがあります。（▶P24 の表もご参照ください） 指標金利①：指定通貨および積立利率保証期間に応じた指標金利 指標金利②：指定通貨および生存給付金受取回数に応じた指標金利
調整指標金利	指標金利①・②を、終身保障倍率および生存給付金受取回数で加重平均します。 $\text{調整指標金利} = \frac{\text{終身保障倍率} \times \text{指標金利①} + \text{生存給付金受取回数} \times \text{指標金利②}}{\text{終身保障倍率} + \text{生存給付金受取回数}}$
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、指定通貨ごとに上限および下限を定めています。 [米ドル] - 1.5% ~ + 1.0% [豪ドル] - 1.0% ~ + 1.5% [円] - 1.0% ~ + 1.0%
保険契約関係費率	ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率です。

<積立利率の設定と適用イメージ>



<指標金利>

指標金利①：指定通貨および積立利率保証期間に応じた指標金利

指定通貨	積立利率保証期間	指標金利
米ドル	20年	残存期間10年および20年の公社債における加重平均インデックス利回り※1を平均
豪ドル	20年	豪ドル10年および20年の金利スワップレート※2を平均
円	20年	残存期間20年の日本国債の流通利回り

指標金利②：指定通貨および生存給付金受取回数に応じた指標金利

指定通貨	生存給付金受取回数	指標金利
米ドル	3・5・7回	残存期間3年の公社債における加重平均インデックス利回り※1
	10回	残存期間5年の公社債における加重平均インデックス利回り※1
	15回	残存期間5年および10年の公社債における加重平均インデックス利回り※1を平均
	20・25・30回	残存期間10年の公社債における加重平均インデックス利回り※1
豪ドル	3・5・7回	豪ドル3年金利スワップレート※2
	10回	豪ドル5年金利スワップレート※2
	15回	豪ドル5年および10年の金利スワップレート※2を平均
	20・25回	豪ドル10年金利スワップレート※2
円	30回	豪ドル10年および15年の金利スワップレート※2を平均
	3・5・6・7回	残存期間3年の日本国債の流通利回り
	8・9・10回	残存期間5年の日本国債の流通利回り
	15回	残存期間5年および10年の日本国債の流通利回りを平均
	20・25回	残存期間10年の日本国債の流通利回り
	30回	残存期間10年および15年の日本国債の流通利回りを平均

※1 公債インデックスと社債インデックスの利回りを3:7の割合で加重平均したものです。

※2 「豪ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（BBSW）」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

*指標金利の推移は、▶P44 をご参照ください。

■払込金額が、20万米ドル・30万豪ドル・3,000万円以上の場合、当社所定の利率を上乗せした積立利率を適用します。

*ご契約時の金利情勢などによっては、上乗せが適用されない指定通貨、終身保障倍率、積立利率保証期間、生存給付金受取回数があります。

*積立利率保証期間の更新後は、積立利率の上乗せは行いません。

5 保障内容について

生存給付金

■ 指定生存給付金支払日に被保険者が生存している場合、生存給付金を生存給付金受取人にお支払いします。

■ 生存給付金額は、基本保険金額および契約日における積立利率などに基づき算出されます。

*第1回の指定生存給付金支払日を契約日以外とした場合、直前の契約(応当)日から指定生存給付金支払日までの間、生存給付金を当社所定の利率による利息をつけて積み立て(「生存給付金積立金」といいます)お支払いします。

■ 「生存給付金の円換算額上限設定特約」を付加した場合に限り、円貨の上限額を設定できます。▶ P28

死亡保険金

■ 被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

■ 死亡保険金額は、以下の金額と「解約返還金額」のいずれか大きい金額となります。

契約日から2年間	積立金額
契約日から2年経過以後、 積立利率保証期間満了日まで	まだ受け取っていない生存給付金の合計額※1 + 基本終身保険金額※2
積立利率保証期間更新後	基本終身保険金額※2 * 積立利率保証期間更新日における積立利率が更新後最低保証積立利率を上回っているときは、更新日における積立利率に基づき当社の定める方法により計算(増額)します。 (更新日における被保険者の性別・年齢によっては、増額されないことがあります。) * 「終身保障なし」の場合、積立利率保証期間は更新しません。また、最終回の指定生存給付金支払日が到来したときにご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

※1 第1回の指定生存給付金支払日を契約日以外とした場合で、生存給付金積立金が積み立てられているときは、1回分の生存給付金を除きます。

※2 終身保障の基準となる金額として契約日に定められる金額をいい、契約日における1回分の生存給付金額に終身保障倍率を乗じた金額となります。

*第1回の指定生存給付金支払日を契約日以外とした場合で、被保険者が死亡した日に生存給付金積立金が積み立てられているときは、生存給付金積立金を加えた金額を死亡保険金としてお支払いします。

死亡保険金、生存給付金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受け取りは円貨でのお受け取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

6 配当金について

■ この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 ご契約のお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料 もしくは払込金額)	最低	指定通貨で 入金する場合	米ドル 50,000米ドル	豪ドル 50,000豪ドル	円 500万円※				
		  「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円 500万円						
		  「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨:米ドル／指定通貨:豪ドル 50,000米ドル	払込通貨:豪ドル／指定通貨:米ドル 50,000豪ドル					
		※円建の終身保障なしで受取回数5～9回の場合、700万円となります。 ※保険料の払込単位は、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル、円:1万円です。							
*ご契約時の金利情勢など によっては、お取り扱い できない指定通貨が あります。	最高	20億円相当額※ ※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 ※同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、 基本保険金額は通算して20億円相当額を超えることはできません。							
保険期間		終身							
生存給付金受取回数 および 契約年齢 *契約日における被保険者の満年齢		終身保障なし	米ドル建・豪ドル建		円建				
		受取回数	5・7・10・15・20回	25回	30回	5～9回	10・15・ 20回	25回	30回
		男性	0～90歳	0～85歳	0～80歳	76～90歳	0～90歳	0～85歳	0～80歳
		女性		0～89歳	0～84歳			0～89歳	0～84歳
		終身保障あり	米ドル建・豪ドル建		円建				
		受取回数	3回	5・7・10回	3回	5・7・10回			
		終身保障 倍率	1倍 3倍	0～90歳 —	0～90歳	0～90歳 —	0～90歳		
		*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない受取回数、年齢・性別、終身保障倍率があります。							
積立利率保証期間		終身保障なし	生存給付金受取回数から1を差し引いた年数						
		終身保障あり	20年						
		ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が91歳以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。 *「終身保障なし」の場合、積立利率保証期間は更新しません。							
生存給付金受取人		生前贈与プラン	被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定 *6名まで指定できます。ただし、契約者と被保険者が別人の場合は、 被保険者1名のみ指定可能です。						
		自分年金プラン	ご契約者						
		*生存給付金受取人は、被保険者の同意を得て、変更できます。							
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定							
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。							
「生存給付金の上限額」 設定金額		10万円以上(1万円単位) *上限額の変更、解除および再設定は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。							
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。							
基本保険金額の 変更	増額	取り扱いません。							
	減額	取り扱いません。							
契約者貸付		取り扱いません。							

 保険料 円貨入金特約	■ 保険料を円貨でお払い込みいただけます。 ■ 指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 * 着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
 保険料 外貨入金特約	■ 保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただけます。 ■ 指定通貨への換算に適用する為替レート（クロスレート）は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 * 着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
 円貨支払特約	■ 死亡保険金、解約返還金、特約年金（「年金支払移行特約」または「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合）などを円貨で受け取ることができます。 ■ 死亡保険金などのご請求の際に付加できます。 ■ 円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ■ 円貨による特約年金受取の選択は、第1回の特約年金の請求の際に限ります。また、円貨による特約年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。特約年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに特約年金額を計算します。
年金支払移行特約	■ 契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、付加できます。 ■ 特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。 ■ 特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年、10年から選択できます。
死亡給付金等の 年金払特約	■ 死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■ 死亡保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 ■ 特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回の5回きざみ）から選択できます。

生存給付金の 円換算額 上限設定特約	■ 生存給付金（の円換算額）に上限額を設定し、生存給付金を円貨で受け取る場合に付加できます。 ■ 上限額を超えた場合には、超えた金額を繰越準備金として円貨で積み立てておき、次回以降の生存給付金（の円換算額）が上限額を下回った場合に、生存給付金として上乗せしてお支払いすることができます。上乗せ後の金額が上限額以上となる場合は、超えた金額をそのまま繰り越します。 ■ 繰越準備金は当社所定の利率による利息をつけて積み立てます。 ■ 最終回の生存給付金を支払うときに上限額を超えた場合、超えた金額を契約者にお支払いします（それまでの繰越準備金があれば合算します）。 ■ この特約は、生前贈与プランで複数の生存給付金受取人を指定する場合、すべての受取人に適用されます。 * 繰越準備金の次回以降の生存給付金への上乗せは、受取割合に応じて割り当てます。 ■ この特約の付加および解約の回数に、制限はありません（特約の解約時に繰越準備金が積み立てられているときは、契約者にお支払いします）。 ■  円貨への換算に適用する為替レートは、指定生存給付金支払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります（為替手数料はかかりません）。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。 * 指定生存給付金支払日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。 ■ 死亡保険金または解約返還金を（  「円貨支払特約」を付加して）お受け取りになる場合、繰越準備金が積み立てられているときは、繰越準備金を加えた金額を死亡保険金または解約返還金としてお支払いします。 *  外貨でお受け取りになる場合は、第一フロンティア生命所定の為替レート（為替手数料はかかりません）で外貨に換算した繰越準備金を加えた金額をお支払いします。
 生存給付金等の 円貨支払特約	■ 生存給付金の円換算額に上限額を設定せずに、生存給付金を円貨で受け取る場合に付加できます。 ■ この特約は、生前贈与プランで複数の生存給付金受取人を指定する場合、すべての受取人に適用されます。 ■ この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。 ■ 円貨への換算に適用する為替レートは、指定生存給付金支払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります（為替手数料はかかりません）。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。 * 指定生存給付金支払日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日の為替レートで円換算します。
保険契約者代理特約 フロンティアの ご家族安心サポート	■ ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。 ■ 契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。 ■ 本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。 ■ 保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

9 解約返還金額について

■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

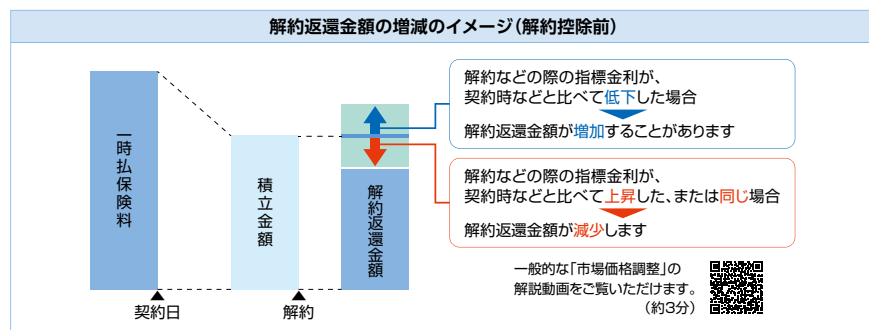
$$\text{解約返還金額} = \left[\text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \right] - \text{解約控除の額}$$

*第1回の指定生存給付金支払日を契約日以外とした場合で、解約返還金計算日に生存給付金積立金が積み立てられているときは、生存給付金積立金を加えた金額を解約返還金としてお支払いします。

市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約の際の指標金利に応じて、解約返還金額が増減します。

*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「指標金利」が算出されます。



■市場価格調整率は、下記の市場価格調整率①・②を、「終身保障倍率」および「未到来の生存給付金支払日の回数」で加重平均して算出します。

$$\text{市場価格調整率} = \frac{\text{終身保障倍率} \times \text{市場価格調整率①} + \text{未到来の生存給付金支払日の回数} \times \text{市場価格調整率②}}{\text{終身保障倍率} + \text{未到来の生存給付金支払日の回数}}$$

*「生存給付金支払日」とは、契約日および契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日のことをいいます。
ただし、生存給付金受取回数から1を差し引いた年数後の年単位の契約応当日を最終回とします。

$$\text{市場価格調整率①} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の指標金利①}}{1 + \text{解約返還金計算日の指標金利①} + 0.10\%} \right] \text{調整年数①}$$

$$\text{市場価格調整率②} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の指標金利②}}{1 + \text{解約返還金計算日の指標金利②} + 0.10\%} \right] \text{調整年数②}$$

*「適用されている積立利率の算出時の指標金利①・②」とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利①・② (▶P23・24) の当社所定の期間(3日間)の平均値とします。

*「解約返還金計算日の指標金利①・②」とは、解約返還金計算日を契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の更新日)とみなした場合に、この保険契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利①・② (▶P23・24) と同一条件の指標金利①・②の当社所定の期間(3日間)の平均値とします。

*「調整年数①」は積立利率保証期間とその満了日までの年数、「調整年数②」は生存給付金受取回数とその最終回までの年数に基づいて計算します。

*解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日と16日)と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数(0.10%)を設定しています。このため、契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の更新日)の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存期間および未到来の生存給付金支払日の回数に応じて一定率が控除されます。

$$\text{積立金額に対して控除される率} = \frac{\text{終身保障倍率} \times \text{表①} + \text{未到来の生存給付金支払日の回数} \times \text{表②}}{\text{終身保障倍率} + \text{未到来の生存給付金支払日の回数}}$$

〈積立金額に対して控除される率の例〉

契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の更新日)と解約返還金計算日に適用される指標金利①・② (▶P23・24) が1.00%の場合

表①

・積立利率保証期間20年

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.13%	1.08%	1.03%	0.99%	0.94%	0.89%	0.84%	0.79%	0.74%	0.69%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.64%	0.58%	0.51%	0.45%	0.38%	0.32%	0.26%	0.19%	0.13%	0.06%

表②

・生存給付金受取回数15回以上

未到来の生存給付金支払日の回数 *生存給付金支払日の翌日の率とします。									
29回	28回	27回	26回	25回	24回	23回	22回	21回	20回
0.92%	0.89%	0.85%	0.82%	0.79%	0.76%	0.73%	0.70%	0.67%	0.63%
19回	18回	17回	16回	15回	14回	13回	12回	11回	10回
0.60%	0.57%	0.54%	0.51%	0.48%	0.44%	0.41%	0.38%	0.35%	0.32%
9回	8回	7回	6回	5回	4回	3回	2回	1回	
0.29%	0.26%	0.22%	0.19%	0.16%	0.13%	0.10%	0.07%	0.03%	

・生存給付金受取回数14回以下

未到来の生存給付金支払日の回数 *生存給付金支払日の翌日の率とします。									
13回	12回	11回	10回	9回	8回	7回	6回	5回	4回
0.55%	0.51%	0.47%	0.43%	0.38%	0.34%	0.30%	0.26%	0.21%	0.17%
3回	2回	1回							
0.13%	0.09%	0.04%							

計算例 受取回数:10回、終身保障あり(終身保障倍率:3倍)、積立利率保証期間:20年の場合で、
契約日から5年を経過した年単位の契約応当日の翌日(未到来の生存給付金支払日の回数は4回)に解約した場合

$$\text{積立金額に対して控除される率} = \frac{3 \times 0.89\% + 4 \times 0.17\%}{3 + 4} = 0.48\%$$

■「年金支払移行特約」を付加して年金受取に移行する場合の特約年金原資額の計算に際しても、市場価格調整が適用されます。

■最終の積立利率保証期間更新日 (▶P26) をご参照ください)以後は市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約控除の額} = \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率} (\text{▶P33} \sim \text{35}) \text{をご参照ください})$$

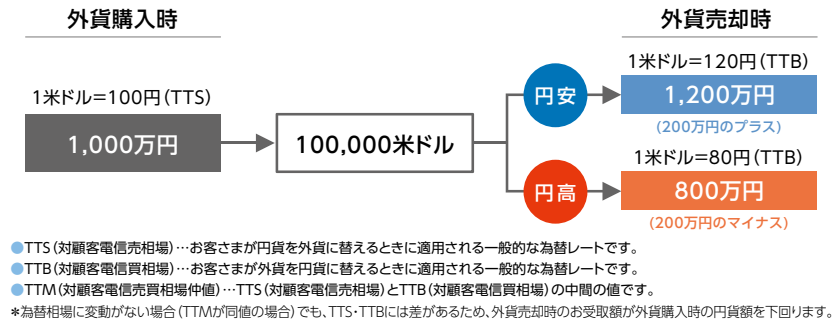


- 市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」は一時払保険料を大きく下回ります。
- 上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」または「設計書」をご確認ください。

10 為替リスクについて

■くわしくは ▶P36 をご参照ください。

為替の影響の例(米ドルの場合)



11 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは ▶P33～36 をご参照ください。

■受取人の指定範囲

生存給付金受取人は、契約者、被保険者、被保険者の「配偶者」または「3親等内の親族・6親等内の血族」から指定できます。



- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 ⚠️ お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

すべてのご契約者に負担していただく費用

積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。

*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。

特定のご契約者に負担していただく費用

①ご契約を解約する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項 目	費 用	時 期
解約控除 ご契約の解約などの際に 必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数に応じた解約控除率を 乗じた金額 (注)解約控除率は ▶P34・35 参照	ご契約の解約などの 際に控除します。

▶ 次ページへ

解約控除率 *契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

<外貨建・終身保障なし>

生存給付金受取回数	経 過 年 数				
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
5回	2.00%	1.13%	0.50%	0.13%	—
7回	3.00%	2.08%	1.33%	0.75%	0.33%
10回	4.70%	3.71%	2.84%	2.09%	1.45%
15・20・25・30回	4.70%	4.23%	3.76%	3.29%	2.82%
生存給付金受取回数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
5回	—	—	—	—	—
7回	0.08%	—	—	—	—
10回	0.93%	0.52%	0.23%	0.06%	—
15・20・25・30回	2.35%	1.88%	1.41%	0.94%	0.47%

<外貨建・終身保障あり(終身保障倍率1倍・3倍)>

生存給付金受取回数	経 過 年 数				
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
3・5・7・10回	4.70%	4.23%	3.76%	3.29%	2.82%
生存給付金受取回数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
3・5・7・10回	2.35%	1.88%	1.41%	0.94%	0.47%

<円建・終身保障なし>

生存給付金受取回数	経 過 年 数				
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
5回	1.35%	0.76%	0.34%	0.08%	—
6回	1.50%	0.96%	0.54%	0.24%	0.06%
7回	1.50%	1.04%	0.67%	0.38%	0.17%
8回	1.50%	1.10%	0.77%	0.49%	0.28%
9回	1.50%	1.15%	0.84%	0.59%	0.38%
10回	1.82%	1.44%	1.10%	0.81%	0.56%
15・20・25・30回	2.40%	2.16%	1.92%	1.68%	1.44%
生存給付金受取回数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
5回	—	—	—	—	—
6回	—	—	—	—	—
7回	0.04%	—	—	—	—
8回	0.12%	0.03%	—	—	—
9回	0.21%	0.09%	0.02%	—	—
10回	0.36%	0.20%	0.09%	0.02%	—
15・20・25・30回	1.20%	0.96%	0.72%	0.48%	0.24%

▶ 次ページへ

解約控除率 *契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

<円建・終身保障あり(終身保障倍率1倍)>

生存給付金受取回数	経 過 年 数				
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
3・5・7・10回	2.00%	1.80%	1.60%	1.40%	1.20%
生存給付金受取回数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
	3・5・7・10回	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%

<円建・終身保障あり(終身保障倍率3倍)>

生存給付金受取回数	経 過 年 数				
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
5・7・10回	2.40%	2.16%	1.92%	1.68%	1.44%
生存給付金受取回数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9 年以上 10年未満
	5・7・10回	1.20%	0.96%	0.72%	0.48%

②「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用を負担していただきます。

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費)※ 年金支払管理に必要な 費用です。	受取特約年金額に対して1.0% (円貨で特約年金を 受け取る場合は最大0.35%)	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に 控除します。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2025年10月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。

▶ 次ページへ

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」の為替レート	TTM+50銭
「円貨支払特約」の為替レート	TTM-50銭
「生存給付金の円換算額上限設定特約」の為替レート	TTM
「生存給付金等の円貨支払特約」の為替レート	(為替手数料はかかりません)

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)
(払込通貨のTTM-25銭)÷(指定通貨のTTM+25銭)

*上記の為替レートは、2025年10月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、死亡保険金、生存給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 ⚠ この保険のリスクは以下のとおりです

解約する場合などのリスクについて(損失が生じるおそれ)

市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

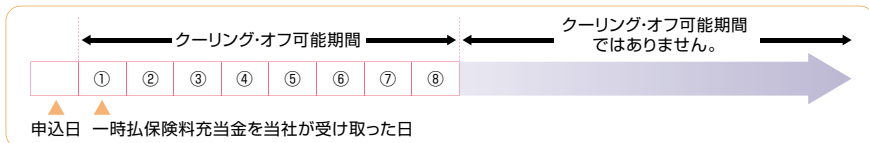
為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」や「死亡保険金とそれまでの生存給付金の合計額」などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

- お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「クーリング・オフ」といいます。



- クーリング・オフは、以下の「①電磁的記録」または「②書面」いずれかの方法によりお申し出ください。

①電磁的記録によるお申出の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください（右記のコードより直接アクセスいただけます）。



※電磁的記録（第一フロンティア生命ホームページの場合）によるクーリング・オフのお申出は、お手続きの完了画面が表示された時に効力が生じます。

②書面によるお申出の場合、郵便（はがき、封書）により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

※書面によるクーリング・オフのお申出は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

記入事項	記入例・留意事項
クーリング・オフをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ タロウ 第一 太郎 ※フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-XXXX-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	10,000,000（米ドル・豪ドル・円） ※上記は例示です。実際にお払い込みいただいた金額と通貨をご記入ください。
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 普通預金 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ
（推奨）申込番号または証券番号	申込番号：12-345-678901-23 / 証券番号：S1234-56789-01 ※確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。
（任意）お申込者のEメールアドレス	第一フロンティア生命からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。 ※ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。
送り先	〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号 第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

- クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。

※外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

- したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴いご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円貨※3	円貨※4
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※5	外貨※6

※3 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用（通貨を換算する場合の費用）が発生します。

※4 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しします。

※5 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

※6 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店等で外貨に両替した場合）、以下により、ご返金額が円貨ベースでは**元本割れすることがあります**。

- ①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料 ④為替差損（益）

※「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しします。

- すでに生存給付金受取人に生存給付金をお支払いしている場合は、そのお支払いした額を当社へ全額返還いただきます。また、すでにお申込者などに生存給付金をお支払いしている場合は、一時払保険料からお支払いした額を差し引いてお申込者などにお返しいたします。

告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

- 入院中または余命宣告を受けているご契約者・被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

※申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

ご契約に適用される積立利率は、契約日（保険料が第一フロンティア生命に着金した日）における積立利率となります

- 積立利率は、毎月1日と16日の月2回設定されます。

- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。

- 積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

死亡保険金・生存給付金をお支払いできない場合があります

- 死亡保険金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど）

- 重大事由によりご契約が解除となった場合（ご契約者、被保険者または死亡保険金もしくは生存給付金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取る目的で事故を起こしたときなど）

- 死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料を下回ることがあります

■解約返還金額はつぎの影響をうけます。

- ①市場価格調整
- ②解約控除
- ③  円貨に換算した金額は解約時の為替レート

解約返還金額の計算方法など詳しくは **▶P29・30** をご参照ください。

この保険には為替リスクがあります

■くわしくは **▶P36** をご参照ください。

なお、お受取時の為替レートで円貨に換算した「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」、「死亡保険金とそれまでの生存給付金の合計額」などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算したこれらの金額を下回る場合もあります。

保険金額などが削減されることがあります

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。

■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL : 03-3286-2820

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

■ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。

■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

■一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

■お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。

■生存給付金受取人または死亡保険金受取人が死亡された場合、すみやかにご連絡ください。

■第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないうえにございますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

■死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

ご加入の生命保険に関する手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申し出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。

■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00～17:00
（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

16 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2025年8月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取り扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご注意ください。

*最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

■外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。

*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。

*「円貨支払特約」、「生存給付金の円換算額上限設定特約」または「生存給付金等の円貨支払特約」を付加した場合で、当社が、死亡保険金、生存給付金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
生存給付金	所得税(雑所得)となる場合	指定生存給付金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
	贈与税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
死亡保険金	所得税(一時所得)となる場合	支払事由発生日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
	相続税・贈与税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
解約返還金	所得税(一時所得)となる場合	解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
	源泉分離課税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

■お申し込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、生存給付金受取人・死亡保険金受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。
--------------	---

保険期間中

■生存給付金受取時の課税

契約形態	課税の種類
契約者と生存給付金受取人が別人※1 (生前贈与プラン)	贈与税
契約者と生存給付金受取人が同一人 (自分年金プラン)	所得税(雑所得※2)+住民税

※1 最終回の生存給付金支払時にご契約者にお支払いする繰越準備金は、契約者と生存給付金受取人が別人のときは「所得税(一時所得※5)+住民税」の対象となります。ただし、「終身保障なしで、生存給付金受取回数が5回の場合」または「終身保障なしで、生存給付金受取回数が6回かつ第1回の指定生存給付金支払日を契約日とした場合」は、20%源泉分離課税※4となります。

※2 生存給付金額から必要経費※3を差し引いた金額が、課税対象となります。

※3 必要経費(「終身保障なし」の場合)は以下のとおり計算されます。

$$\text{必要経費} = \text{生存給付金額} \times \text{必要経費率} \left(= \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{生存給付金総額}} \right) \quad * \text{必要経費率は、小数第三位以下を切り上げます。}$$

【ご参考】 自分年金プラン、終身保障なし、生存給付金受取時の雑所得金額の計算例

【例】一時払保険料の円換算額 1,500万円、生存給付金の円換算額 160万円、受取回数 10回の場合

$$\begin{aligned} \text{雑所得金額} &= \text{生存給付金額} - \text{必要経費} \\ &= 1,600,000 \text{円} - 1,504,000 \text{円} \\ &= 96,000 \text{円} \\ \text{必要経費} &= 1,600,000 \text{円} \times \text{必要経費率} \left(= \frac{1,500 \text{万円}}{160 \text{万円} \times 10 \text{回}} \right) \\ &= 1,504,000 \text{円} \end{aligned}$$

0.94

■解約時の差益に対する課税

	契約日から5年以内の解約	契約日から5年超の解約
終身保障なし	20%源泉分離課税※4	所得税(一時所得※5)+住民税
終身保障あり	所得税(一時所得※5)+住民税	

■死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※5)+住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

※4 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

※5 一時所得の課税

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

(受取額) (50万円)

【ご参考】 年金所得者の申告不要制度

年金所得者の確定申告手続きの負担を減らすため、公的年金等に係る「確定申告不要制度」が設けられています。以下の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

*①の公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。

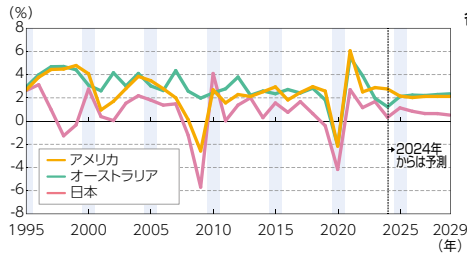
*②の所得金額とは①以外の総収入金額(給与所得、生命保険や共済などの契約に基づく年金、生命保険の満期返戻金など)から必要経費などを差し引いた金額です。

*公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります。

*住民税については、申告が必要となる場合があります。

アメリカ・オーストラリアの魅力

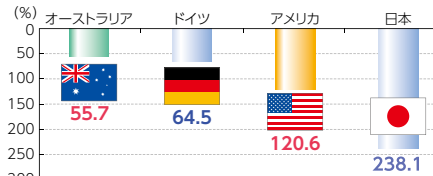
日本より高い経済成長率(日本との比較)



IMF[World Economic Outlook Database, October 2024]をもとに作成

比較的良好な財政状況

各国の政府債務残高の名目GDP比(2023年)

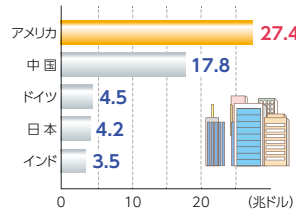


OECD[Economic Outlook No116-December 2024]をもとに作成
(小数第2位以下を四捨五入)

アメリカ(米ドル)

世界一の経済大国

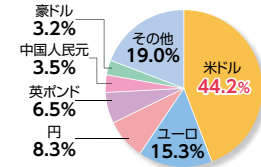
名目GDP(2023年)



外務省経済局
[主要経済指標(2024年10月)]

世界の基軸通貨

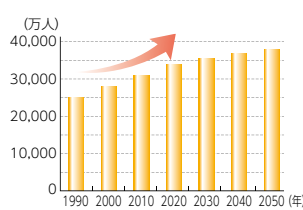
外国為替市場に占める取引高比率
(2022年4月)



国際決済銀行(BIS)
[Triennial Central Bank Survey
(2022年10月改訂)]

今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)

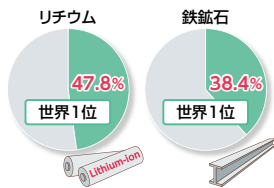


国際連合
[World Population Prospects (2024)]

オーストラリア(豪ドル)

豊富な天然資源

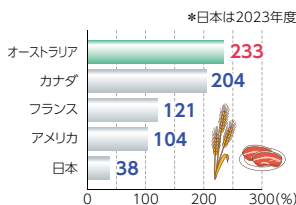
主な鉱物資源生産世界シェア(2023年)



*リチウムは、リチウムイオン電池の材料などで使用
USGS
[MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2024]

高い食料自給率

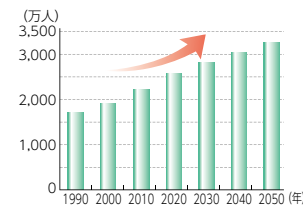
食料自給率(カロリーベース)(2021年)



農林水産省
[令和5年度食料需給表]

今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)

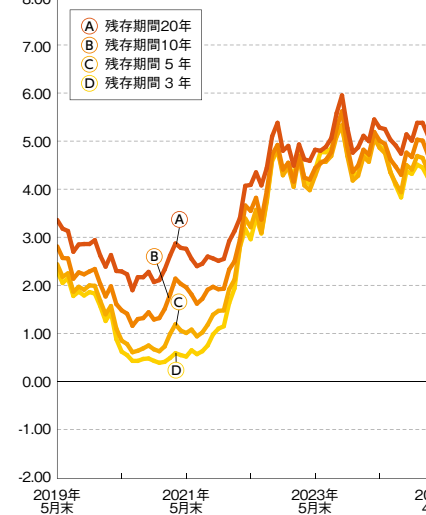


国際連合
[World Population Prospects (2024)]

積立利率の算出のもとになる「指標金利」の推移

米ドル 加重平均インデックス利回り

(単位:%) <2019年5月~2025年4月末>



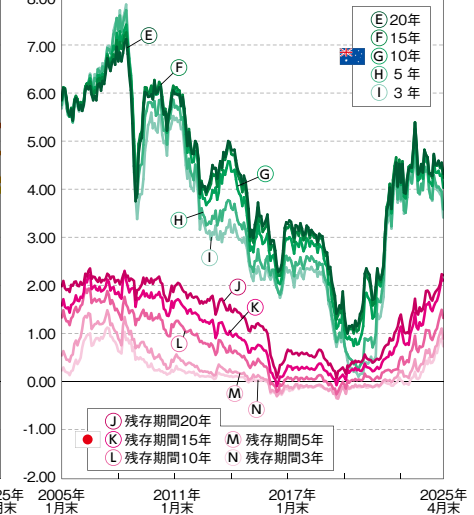
Bloombergデータをもとに作成

*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

豪ドル金利スワップレート

日本国債の流通利回り

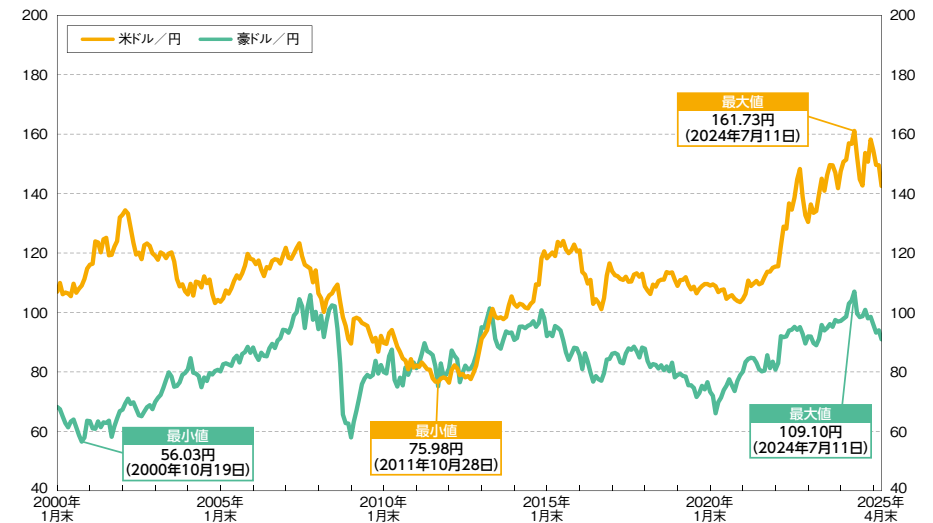
(単位:%) <2005年1月~2025年4月末>



Bloombergデータをもとに作成

*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

為替レートの推移(2000年1月~2025年4月末)



Bloombergデータをもとに作成

*対象期間について、日次データ(TTM)より月末値を抽出してグラフを作成(最大値、最小値は日次データを集計)



ご契約後にお届けする書類

ご契約後、第一フロンティア生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／契約内容のご案内／生命保険料控除証明書／お手続きガイド など
*通常、保険契約の成立日の翌営業日に契約者さま宛に発送します。

保険期間中

ご契約内容のお知らせ

*[契約応当月]・[契約応当月+6ヵ月]それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に契約者さま宛に発送します。

次回生存給付金のご案内

*生存給付金受取人が契約者と別人の場合、毎年1回、指定生存給付金支払日の3ヵ月前を目処に契約者さま宛に発送します。

生存給付金のお知らせ

*毎年1回、指定生存給付金支払日の2ヵ月前を目処に生存給付金受取人さま宛に発送します。

お支払明細 ▶P10

*生存給付金のお支払時に、生存給付金受取人さま宛に発送します。

各種手続き完了時

お手続きの完了通知

*各種お手続き(ご登録情報・ご契約内容の変更、保険金の請求など)の完了後に、お手続きの結果をお知らせします。



第一フロンティア生命マイページ

ご利用登録をおすすめします!

登録
カンタン!

ネットで
便利!

ラクラク
手続きが

こんなときに
便利!

現在の解約金額を
確認したい

誰を受取人に
指定したかな…
契約内容を確認したい

引越したので、
登録している住所を
変えたい

為替の動向が
気になるので
目標値を変更したい

控除証明書の
再発行を
お願いしたい

ご契約者

【マイページでできること】

- ご契約内容の確認
- 直近の解約返還金額の確認
- 目標値の設定・変更・解除
- 解約のお手続き
- 運用期間満了時の年金原資額の
一括受取・年金受取・繰延べのお手続き
- 住所・電話番号の変更
- 生命保険料控除証明書・保険証券の再発行、
各種お手続き書類のお取り寄せ など

*商品やご契約内容によりできないお手続きがあります。

定期的に契約者さま宛に郵送している
「ご契約状況(内容)のお知らせ」は
マイページ上でも確認いただけます。
*マイページから郵送停止のお手続きもできます。

【ご利用可能時間】

祝日・年末年始などの休日を含めて以下の時間帯です。

月曜日～土曜日 8:00～24:00

日曜日 8:00～20:00

*目標値設定・変更・解除は、8:00～20:00となります。

*臨時メンテナンスなどによりご利用可能時間が
変更になる場合があります。

ご登録方法



保険証券に同封の
「第一フロンティア生命マイページ」登録のご案内
をご確認ください。

*ご登録には「契約者さまご自身のメールアドレス」が
必要となります。

フロンティアの ご家族安心サポート

●ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族(保険契約者代理人)が契約の諸手続きや
契約内容の確認を行うことができるサービスです。

●契約者への「保険証券」送付と同じタイミングで、ご家族(保険契約者代理人)にご契約内容を
郵送でお知らせすることで、「契約内容の共有」をすることができます。



- ・契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料などをお知らせします。
- ・第一フロンティア生命から通知が届くことを、ご家族(保険契約者代理人)に事前にお伝えください。

●本サービスを付加するにあたり、費用はかかりません。*所定のお手続きが必要です。

フロンティアの
ご家族
安心サポート

保険契約者
代理特約



契約内容
ご案内制度

契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、または
それに準ずる状態と判断される場合は、
「保険契約者代理人」が本人に代わって手続きを行うことができます。
*一部、代理人ができないお手続きがあります。

ご契約内容について、
「保険契約者代理人」がいつでも照会できます。

たとえば、母(ご契約者)が認知症で意思表示が困難な状況に…

対策前

もし認知症で
意思表示が困難に
なったら…



母(ご契約者)

- 解約などの手続きは、
母(契約者)しかできない…
- 成年後見制度*の利用も
手間がかかりそう…
- 母の保険証券を見ても、
内容がよくわからない…

困ったなあ…



息子

*認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が
不利益を被らないように、その方を援助してくれる方(成年後見人)を
付け、法的に支援する制度です。

対策後

いざという時、息子に
手続きしてもらえて安心!



母(ご契約者)



息子
(保険契約者代理人)

- ☑ 困ったときでも、
まとまった資金をスムーズに
受け取れる準備やその時に
必要な手続きができるね!
- ☑ 母(契約者)の契約内容が
いつでも確認できるのも安心!

ご家族も
安心

本商品において、保険契約者代理人ができる主なお手続き例

【お手続きにあたり
一部条件がある場合があります。】

- 生存給付金受取人の変更 *生存給付金受取人を契約者に変更する場合に限ります。
- 生存給付金の受取口座の変更 *契約者ご本人口座または保険契約者代理人口座(契約者の子に限ります)に変更できます。
- 生存給付金の受取通貨の変更 ●解約 ●届出住所・連絡先の変更、保険証券の再発行 など

保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポート
のご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」については、
右記のコード(第一フロンティア生命ホームページ)からご確認ください。



贈与税の課税方式の概要と留意点

*各課税方式の詳細については国税庁ホームページなどご参照ください。

	暦年課税	相続時精算課税
概要	● 暦年(1月1日～12月31日の1年間)ごとに、その年中に贈与された価額の合計額に対して贈与税を課税する方式です。	● 父母・祖父母から子・孫への贈与について、一定の税率で贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する方式です。
贈与する人(贈与者)	● 制限はありません。	● 贈与した年の1月1日において、60歳以上の父母または祖父母に限られます。
贈与を受ける人(受贈者)	● 制限はありません。 *当商品においては生存給付金受取人の指定範囲が決められています。	● 贈与を受けた年の1月1日において、18歳以上の子または孫に限られます。
基礎控除額	● 贈与を受ける人(受贈者)1人につき、年間110万円の基礎控除があります。	● 贈与を受ける人(受贈者)1人につき、年間110万円の基礎控除があります。
贈与税の課税	● 1年間に贈与された財産が、基礎控除額である110万円以下であれば、贈与税はかかりません。 贈与税額＝ (1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額－基礎控除110万円)×税率－控除額 *基礎控除後の課税価額に応じた税率と控除額が適用されます(18歳以上の受贈者が直系尊属から贈与を受けた場合とそれ以外の場合で税率および控除額が異なります)。	● 基礎控除を超えた贈与が累計2,500万円を超えれば、贈与税はかかりません。 ● 累計2,500万円を超えると、超えた金額に一律20%の贈与税がかかります。 贈与税額＝ (1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額－基礎控除110万円－特別控除額)×税率20% 累計2,500万円です。ただし、前年までにこの課税方式を適用した贈与を行って用いた額を控除した金額となります。
課税方式の選択手続き	● 不要です。	● 最初の贈与の年の分のみ、贈与額にかかわらず必要です。 ● この課税方式を適用した贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までの間(贈与税申告期間)に、贈与の選択手続きを行う必要があります。
贈与税の申告	● 1年間に受けた贈与額が基礎控除110万円を超える場合は申告が必要です。 ● 贈与税がかかる場合には、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までの間(贈与税申告期間)に、贈与を受ける人(受贈者)が贈与税の申告・納付をする必要があります。	● 1年間に受けた贈与額が基礎控除110万円を超える場合は申告が必要です。 ● 申告する場合には、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までの間(贈与税申告期間)に、贈与を受ける人(受贈者)が手続きを行う必要があります。
課税方式の変更	● 相続時精算課税への変更は可能です。 ● 同じ贈与者からの贈与に、暦年課税と相続時精算課税の両方を適用することはできません。	● この課税方式を一度選択すると、暦年課税への変更はできません。
贈与する人が死亡した時の相続税	● 相続または遺贈によって財産を取得された場合、相続開始前一定期間の贈与額を相続財産に加算して相続税を計算します(年間110万円の基礎控除以内の贈与であっても、相続財産に加算します)。 ● 加算期間は、2023年度税制改正により、2024年1月1日以降、「3年間」から「7年間」に段階的に延長されます。(右図イメージ参照)	● 基礎控除を超えた贈与の累計額を相続財産に加算して相続税を計算します。 ● 年間110万円の基礎控除以内の贈与はありません。 ● 納付済の贈与税がある場合は相続税額から控除し、控除しきれない額があれば、還付を受けられます。

暦年課税のイメージ

基礎控除額は、贈与を受ける人(受贈者)1人につき、年間110万円となります。

ケース① 同じ贈与者から複数の受贈者に贈与

それぞれ基礎控除額を超えないため贈与税なし

ケース② 複数の贈与者から同じ受贈者に贈与

基礎控除額を超えるため贈与税あり

暦年課税と相続時精算課税を組み合わせたイメージ

受贈者は贈与者ごとに相続時精算課税を選択できます。

① 同じ贈与者から複数の受贈者に贈与

*それぞれの基礎控除が適用されます。

② 複数の贈与者から同じ受贈者に贈与

*それぞれの基礎控除が適用されます。

2023年度税制改正により、相続開始前の贈与額を相続財産に加算する期間が段階的に延長されるイメージ

2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 | 2030年 | 2031年 | 2032年

加算期間3年 (2021-2023)

加算期間3年 (2024-2026)

加算期間3年 (2027-2031)

加算期間4年 (2024-2026)

加算期間5年 (2027-2031)

加算期間6年 (2028-2032)

加算期間7年 (2029-2035)

加算期間7年 (2030-2037)

加算期間7年 (2031-2038)

加算期間7年 (2032-2039)

加算期間7年 (2033-2040)

加算期間7年 (2034-2041)

加算期間7年 (2035-2042)

加算期間7年 (2036-2043)

加算期間7年 (2037-2044)

加算期間7年 (2038-2045)

加算期間7年 (2039-2046)

加算期間7年 (2040-2047)

加算期間7年 (2041-2048)

加算期間7年 (2042-2049)

加算期間7年 (2043-2050)

加算期間7年 (2044-2051)

加算期間7年 (2045-2052)

加算期間7年 (2046-2053)

加算期間7年 (2047-2054)

加算期間7年 (2048-2055)

加算期間7年 (2049-2056)

加算期間7年 (2050-2057)

加算期間7年 (2051-2058)

加算期間7年 (2052-2059)

加算期間7年 (2053-2060)

加算期間7年 (2054-2061)

加算期間7年 (2055-2062)

加算期間7年 (2056-2063)

加算期間7年 (2057-2064)

加算期間7年 (2058-2065)

加算期間7年 (2059-2066)

加算期間7年 (2060-2067)

加算期間7年 (2061-2068)

加算期間7年 (2062-2069)

加算期間7年 (2063-2070)

加算期間7年 (2064-2071)

加算期間7年 (2065-2072)

加算期間7年 (2066-2073)

加算期間7年 (2067-2074)

加算期間7年 (2068-2075)

加算期間7年 (2069-2076)

加算期間7年 (2070-2077)

加算期間7年 (2071-2078)

加算期間7年 (2072-2079)

加算期間7年 (2073-2080)

加算期間7年 (2074-2081)

加算期間7年 (2075-2082)

加算期間7年 (2076-2083)

加算期間7年 (2077-2084)

加算期間7年 (2078-2085)

加算期間7年 (2079-2086)

加算期間7年 (2080-2087)

加算期間7年 (2081-2088)

加算期間7年 (2082-2089)

加算期間7年 (2083-2090)

加算期間7年 (2084-2091)

加算期間7年 (2085-2092)

加算期間7年 (2086-2093)

加算期間7年 (2087-2094)

加算期間7年 (2088-2095)

加算期間7年 (2089-2096)

加算期間7年 (2090-2097)

加算期間7年 (2091-2098)

加算期間7年 (2092-2099)

加算期間7年 (2093-2100)

加算期間7年 (2094-2101)

加算期間7年 (2095-2102)

加算期間7年 (2096-2103)

加算期間7年 (2097-2104)

加算期間7年 (2098-2105)

加算期間7年 (2099-2106)

加算期間7年 (2100-2107)

加算期間7年 (2101-2108)

加算期間7年 (2102-2109)

加算期間7年 (2103-2110)

加算期間7年 (2104-2111)

加算期間7年 (2105-2112)

加算期間7年 (2106-2113)

加算期間7年 (2107-2114)

加算期間7年 (2108-2115)

加算期間7年 (2109-2116)

加算期間7年 (2110-2117)

加算期間7年 (2111-2118)

加算期間7年 (2112-2119)

加算期間7年 (2113-2120)

加算期間7年 (2114-2121)

加算期間7年 (2115-2122)

加算期間7年 (2116-2123)

加算期間7年 (2117-2124)

加算期間7年 (2118-2125)

加算期間7年 (2119-2126)

加算期間7年 (2120-2127)

加算期間7年 (2121-2128)

加算期間7年 (2122-2129)

加算期間7年 (2123-2130)

加算期間7年 (2124-2131)

加算期間7年 (2125-2132)

加算期間7年 (2126-2133)

加算期間7年 (2127-2134)

加算期間7年 (2128-2135)

加算期間7年 (2129-2136)

加算期間7年 (2130-2137)

加算期間7年 (2131-2138)

加算期間7年 (2132-2139)

加算期間7年 (2133-2140)

加算期間7年 (2134-2141)

加算期間7年 (2135-2142)

加算期間7年 (2136-2143)

加算期間7年 (2137-2144)

加算期間7年 (2138-2145)

加算期間7年 (2139-2146)

加算期間7年 (2140-2147)

加算期間7年 (2141-2148)

加算期間7年 (2142-2149)

加算期間7年 (2143-2150)

加算期間7年 (2144-2151)

加算期間7年 (2145-2152)

加算期間7年 (2146-2153)

加算期間7年 (2147-2154)

加算期間7年 (2148-2155)

加算期間7年 (2149-2156)

加算期間7年 (2150-2157)

加算期間7年 (2151-2158)

加算期間7年 (2152-2159)

加算期間7年 (2153-2160)

加算期間7年 (2154-2161)

加算期間7年 (2155-2162)

加算期間7年 (2156-2163)

加算期間7年 (2157-2164)

加算期間7年 (2158-2165)

加算期間7年 (2159-2166)

加算期間7年 (2160-2167)

加算期間7年 (2161-2168)

加算期間7年 (2162-2169)

加算期間7年 (2163-2170)

加算期間7年 (2164-2171)

加算期間7年 (2165-2172)

加算期間7年 (2166-2173)

加算期間7年 (2167-2174)

加算期間7年 (2168-2175)

加算期間7年 (2169-2176)

加算期間7年 (2170-2177)

加算期間7年 (2171-2178)

加算期間7年 (2172-2179)

加算期間7年 (2173-2180)

加算期間7年 (2174-2181)

加算期間7年 (2175-2182)

加算期間7年 (2176-2183)

加算期間7年 (2177-2184)

加算期間7年 (2178-2185)

加算期間7年 (2179-2186)

加算期間7年 (2180-2187)

加算期間7年 (2181-2188)

加算期間7年 (2182-2189)

加算期間7年 (2183-2190)

加算期間7年 (2184-2191)

加算期間7年 (2185-2192)

加算期間7年 (2186-2193)

加算期間7年 (2187-2194)

加算期間7年 (2188-2195)

加算期間7年 (2189-2196)

加算期間7年 (2190-2197)

加算期間7年 (2191-2198)

加算期間7年 (2192-2199)

加算期間7年 (2193-2200)

加算期間7年 (2194-2201)

加算期間7年 (2195-2202)

加算期間7年 (2196-2203)

加算期間7年 (2197-2204)

加算期間7年 (2198-2205)

加算期間7年 (2199-2206)

加算期間7年 (2200-2207)

加算期間7年 (2201-2208)

加算期間7年 (2202-2209)

加算期間7年 (2203-2210)

加算期間7年 (2204-2211)

加算期間7年 (2205-2212)

加算期間7年 (2206-2213)

加算期間7年 (2207-2214)

加算期間7年 (2208-2215)

加算期間7年 (2209-2216)

加算期間7年 (2210-2217)

加算期間7年 (2211-2218)

加算期間7年 (2212-2219)

加算期間7年 (2213-2220)

加算期間7年 (2214-2221)

加算期間7年 (2215-2222)

加算期間7年 (2216-2223)

加算期間7年 (2217-2224)

加算期間7年 (2218-2225)

加算期間7年 (2219-2226)

加算期間7年 (2220-2227)

加算期間7年 (2221-2228)

加算期間7年 (2222-2229)

加算期間7年 (2223-2230)

加算期間7年 (2224-2231)

加算期間7年 (2225-2232)

加算期間7年 (2226-2233)

加算期間7年 (2227-2234)

加算期間7年 (2228-2235)

加算期間7年 (2229-2236)

加算期間7年 (2230-2237)

加算期間7年 (2231-2238)

加算期間7年 (2232-2239)

加算期間7年 (2233-2240)

加算期間7年 (2234-2241)

加算期間7年 (2235-2242)

加算期間7年 (2236-2243)

加算期間7年 (2237-2244)

加算期間7年 (2238-2245)

加算期間7年 (2239-2246)

加算期間7年 (2240-2247)

加算期間7年 (2241-2248)

加算期間7年 (2242-2249)

加算期間7年 (2243-2250)

加算期間7年 (2244-2251)

加算期間7年 (2245-2252)

加算期間7年 (2246-2253)

加算期間7年 (2247-2254)

加算期間7年 (2248-2255)

加算期間7年 (2249-2256)

加算期間7年 (2250-2257)

加算期間7年 (2251-2258)

加算期間7年 (2252-2259)

加算期間7年 (2253-2260)

加算期間7年 (2254-2261)

加算期間7年 (2255-2262)

加算期間7年 (2256-2263)

加算期間7年 (2257-2264)

加算期間7年 (2258-2265)

加算期間7年 (2259-2266)

加算期間7年 (2260-2267)

加算期間7年 (2261-2268)

加算期間7年 (2262-2269)

加算期間7年 (2263-2270)

加算期間7年 (2264-2271)

加算期間7年 (2265-2272)

加算期間7年 (2266-2273)

加算期間7年 (2267-2274)

加算期間7年 (2268-2275)

加算期間7年 (2269-2276)

加算期間7年 (2270-2277)

加算期間7年 (2271-2278)

加算期間7年 (2272-2279)

加算期間7年 (2273-2280)

加算期間7年 (2274-2281)

加算期間7年 (2275-2282)

加算期間7年 (2276-2283)

加算期間7年 (2277-2284)

加算期間7年 (2278-2285)

加算期間7年 (2279-2286)

加算期間7年 (2280-2287)

加算期間7年 (2281-2288)

加算期間7年 (2282-2289)

加算期間7年 (2283-2290)

加算期間7年 (2284-2291)

加算期間7年 (2285-2292)

加算期間7年 (2286-2293)

加算期間7年 (2287-2294)

加算期間7年 (2288-2295)

加算期間7年 (2289-2296)

加算期間7年 (2290-2297)

加算期間7年 (2291-2298)

加算期間7年 (2292-2299)

加算期間7年 (2293-2300)

加算期間7年 (2294-2301)

加算期間7年 (2295-2302)

加算期間7年 (2296-2303)

加算期間7年 (2297-2304)

加算期間7年 (2298-2305)

加算期間7年 (2299-2306)

加算期間7年 (2300-2307)

加算期間7年 (2301-2308)

加算期間7年 (2302-2309)

加算期間7年 (2303-2310)

加算期間7年 (2304-2311)

加算期間7年 (2305-2312)

加算期間7年 (2306-2313)

加算期間7年 (2307-2314)

加算期間7年 (2308-2315)

加算期間7年 (2309-2316)

加算期間7年 (2310-2317)

加算期間7年 (2311-2318)

加算期間7年 (2312-2319)

加算期間7年 (2313-2320)

加算期間7年 (2314-2321)

加算期間7年 (2315-2322)

加算期間7年 (2316-2323)

加算期間7年 (2317-2324)

加算期間7年 (2318-2325)

加算期間7年 (2319-2326)

加算期間7年 (2320-2327)

加算期間7年 (2321-2328)

加算期間7年 (2322-2329)

加算期間7年 (2323-2330)

加算期間7年 (2324-2331)

加算期間7年 (2325-2332)

加算期間7年 (2326-2333)

加算期間7年 (2327-2334)

加算期間7年 (2328-2335)

加算期間7年 (2329-2336)

加算期間7年 (2330-2337)

加算期間7年 (2331-2338)

加算期間7年 (2332-2339)

加算期間7年 (2333-2340)

加算期間7年 (2334-2341)

加算期間7年 (2335-2342)

加算期間7年 (2336-2343)

加算期間7年 (2337-2344)

加算期間7年 (2338-2345)

加算期間7年 (2339-2346)

加算期間7年 (2340-2347)

加算期間7年 (2341-2348)

加算期間7年 (2342-2349)

加算期間7年 (2343-2350)

加算期間7年 (2344-2351)

加算期間7年 (2345-2352)

加算期間7年 (2346-2353)

加算期間7年 (2347-2354)

加算期間7年 (2348-2355)

加算期間7年 (2349-2356)

加算期間7年 (2350-2357)

加算期間7年 (2351-2358)

加算期間7年 (2352-2359)

加算期間7年 (2353-2360)

加算期間7年 (2354-2361)

加算期間7年 (2355-2362)

加算期間7年 (2356-2363)

加算期間7年 (2357-2364)

加算期間7年 (2358-2365)

加算期間7年 (2359-2366)

加算期間7年 (2360-2367)

加算期間7年 (2361-2368)

加算期間7年 (2362-2369)

加算期間7年 (2363-2370)

加算期間7年 (2364-2371)

加算期間7年 (2365-2372)

加算期間7年 (2366-2373)

加算期間7年 (2367-2374)

加算期間7年 (2368-2375)

加算期間7年 (2369-2376)

加算期間7年 (2370-2377)

加算期間7年 (2371-2378)

加算期間7年 (2372-2379)

加算期間7年 (2373-2380)

加算期間7年 (2374-2381)

加算期間7年 (2375-2382)

加算期間7年 (2376-2383)

加算期間7年 (2377-2384)

加算期間7年 (2378-2385)

加算期間7年 (2379-2386)

加算期間7年 (2380-2387)

加算期間7年 (2381-2388)

加算期間7年 (2382-2389)

加算期間7年 (2383-2390)

加算期間7年 (2384-2391)

加算期間7年 (2385-2392)

加算期間7年 (2386-2393)

加算期間7年 (2387-2394)

加算期間7年 (2388-2395)

加算期間7年 (2389-2396)

加算期間7年 (2390-2397)

加算期間7年 (2391-2398)

加算期間7年 (2392-2399)

加算期間7年 (2393-2400)

加算期間7年 (2394-2401)

加算期間7年 (2395-2402)

加算期間7年 (2396-2403)

加算期間7年 (2397-2404)

加算期間7年 (2398-2405)

加算期間7年 (2399-2406)

加算期間7年 (2400-2407)

加算期間7年 (2401-2408)

加算期間7年 (2402-2409)

加算期間7年 (2403-2410)

加算期間7年 (2404-2411)

加算期間7年 (2405-2412)

加算期間7年 (2406-2413)

加算期間7年 (2407-2414)

加算期間7年 (2408-2415)

加算期間7年 (2409-2416)

加算期間7年 (2410-2417)

加算期間7年 (2411-2418)

加算期間7年 (2412-2419)

加算期間7年 (2413-2420)

加算期間7年 (2414-2421)

加算期間7年 (2415-2422)

加算期間7年 (2416-2423)

加算期間7年 (2417-2424)

加算期間7年 (2418-2425)

加算期間7年 (2419-2426)

加算期間7年 (2420-2427)

加算期間7年 (2421-2428)

加算期間7年 (2422-2429)

加算期間7年 (2423-2430)

加算期間7年 (2424-2431)

加算期間7年 (2425-2432)

加算期間7年 (2426-2433)

加算期間7年 (2427-2434)

加算期間7年 (2428-2435)

加算期間7年 (2429-2436)

加算期間7年 (2430-2437)

加算期間7年 (2431-2438)

加算期間7年 (2432-2439)

加算期間7年 (2433-2440)

加算期間7年 (2434-2441)

加算期間7年 (2435-2442)

加算期間7年 (2436-2443)

加算期間7年 (2437-2444)

加算期間7年 (2438-2445)

加算期間7年 (2439-2446)

加算期間7年 (2440-2447)

加算期間7年 (2441-2448)

加算期間7年 (2442-2449)

加算期間7年 (2443-2450)

加算期間7年 (2444-2451)

加算期間7年 (2445-2452)

加算期間7年 (2446-2453)

加算期間7年 (2447-2454)

加算期間7年 (2448-2455)

加算期間7年 (2449-2456)

加算期間7年 (2450-2457)

加算期間7年 (2451-2458)

加算期間7年 (2452-2459)

加算期間7年 (2453-2460)

加算期間7年 (2454-2461)

加算期間7年 (2455-2462)

加算期間7年 (2456-2463)

加算期間7年 (2457-2464)

加算期間7年 (2458-2465)

加算期間7年 (2459-2466)

加算期間7年 (2460-2467)

加算期間7年 (2461-2468)

加算期間7年 (2462-2469)

加算期間7年 (2463-2470)

加算期間7年 (2464-2471)

加算期間7年 (2465-2472)

加算期間7年 (2466-2473)

加算期間7年 (2467-2474)

加算期間7年 (2468-2475)

加算期間7年 (2469-2476)

加算期間7年 (2470-2477)

加算期間7年 (2471-2478)

加算期間7年 (2472-2479)

加算期間7年 (2473-2480)

加算期間7年 (2474-2481)

加算期間7年 (2475-2482)

加算期間7年 (2476-2483)

加算期間7年 (2477-2484)

加算期間7年 (2478-2485)

加算期間7年 (2479-2486)

加算期間7年 (2480-2487)

加算期間7年 (2481-2488)

加算期間7年 (2482-2489)

加算期間7年 (2483-2490)

加算期間7年 (2484-2491)

加算期間7年 (2485-2492)

加算期間7年 (2486-2493)

加算期間7年 (2487-2494)

加算期間7年 (2488-2495)

加算期間7年 (2489-2496)

加算期間7年 (2490-2497)

加算期間7年 (2491-2498)

加算期間7年 (2492-2499)

加算期間7年 (2493-2500)

加算期間7年 (2494-2501)

加算期間7年 (2495-2502)

加算期間7年 (2496-2503)

加算期間7年 (2497-2504)

加算期間7年 (2498-2505)

加算期間7年 (2499-2506)

加算期間7年 (2500-2507)

加算期間7年 (2501-2508)

加算期間7年 (2502-2509)

加算期間7年 (2503-2510)

加算期間7年 (2504-2511)

加算期間7年 (2505-2512)

加算期間7年 (2506-2513)

加算期間7年 (2507-2514)

加算期間7年 (2508-2515)

加算期間7年 (2509-2516)

加算期間7年 (2510-2517)

加算期間7年 (2511-2518)

加算期間7年 (2512-2519)

加算期間7年 (2513-2520)

加算期間7年 (2514-2521)

加算期間7年 (2515-2522)

加算期間7年 (2516-2523)

加算期間7年 (2517-2524)

加算期間7年 (2518-2525)

加算期間7年 (2519-2526)

加算期間7年 (2520-2527)

加算期間7年 (2521-2528)

加算期間7年 (2522-2529)

加算期間7年 (2523-2530)

加算期間7年 (2524-2531)

加算期間7年 (2525-2532)

加算期間7年 (2526-2533)

加算期間7年 (2527-2534)

加算期間7年 (2528-2535)

加算期間7年 (2529-2536)

加算期間7年 (2530-2537)

加算期間7年 (2531-2538)

加算期間7年 (2532-2539)

加算期間7年 (2533-2540)

加算期間7年 (2534-2541)

加算期間7年 (2535-2542)

加算期間7年 (2536-2543)

加算期間7年 (2537-2544)

加算期間7年 (2538-2545)

加算期間7年 (2539-2546)

加算期間7年 (2540-254

MEMO

Handwriting practice lines on page 49. The page contains 25 horizontal dotted lines for writing.

MEMO

Handwriting practice lines on page 50. The page contains 25 horizontal dotted lines for writing.